八街市地域福祉活動計画

第2次八街ひまわりふれあいプラン

『お互いさまのまちづくり』

作　八街中学校美術部
八街市の花「ひまわり」

令和2年3月

社会福祉法人八街市社会福祉協議会

あ　い　さ　つ

昨年は、本市に甚大な被害をもたらした台風１５号・台風１９号・１０月２５日の大雨災害をはじめ、感染症や児童虐待など、改めて平時からの地域福祉推進の重要性が求められる年でありました。

令和２年度は東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を見据え、障がいスポーツやボランティアなど、地域福祉のさらなる推進の契機とも言える重要な年でもあります。

そのようななかで、少子化・人口減少、経済的困窮、社会的孤立など本市における課題は複合的かつ深刻化しており、団塊の世代が後期高齢者となる２０２５年問題をはじめとして、将来を見据えた地域福祉の推進は喫緊の課題となっています。

そこで、本会は、より具体的な活動計画として第２次八街ひまわりふれあいプランを策定し、地域共生社会の実現に向けて、市内の各社会福祉団体並びに福祉の推進活動に関わる全ての皆様と連携を強め、地域に密着した福祉サービスの向上に努め、同時に、これまで以上に存在感のある社会福祉協議会をめざし、地域での顔の見える事業を展開しつつ、「誰もが暮らしやすく、安心安全で災害にも負けないまちづくり」を目標に活動してまいります。

おわりに、本計画策定にあたり、策定委員の皆様をはじめ各関係機関、アンケート調査やパブリックコメントに協力いただきました地域住民の皆様に対し、心からお礼を申しあげるとともに、地域住民の皆様と共にこの民間の行動計画を推進してまいります。

令和２年３月
社会福祉法人八街市社会福祉協議会
会　　長　　石　　毛　　　　勝

第２次八街ひまわりふれあいプラン策定にあたって

第１次八街市地域福祉活動計画～八街ひまわりふれあいプラン～は、アンケート調査や関係者へのヒアリング、住民座談会などを通して多くの生活課題を収集・分析し、住民参加による策定委員会や作業部会を通して、課題解決のための体系的な福祉活動計画として平成 27 年３月に策定し、推進されてきました。

この５年間、活動計画推進委員会での議論を踏まえて、子どもの貧困問題対策を出発点に、子どもの居場所づくりや子育て支援団体のネットワーク会議の立ち上げなどを行ってきました。また八街市との協働体制の構築に向けた話し合いや事業開催など、地域福祉推進における仕組みづくりを進めてきました。

一方で、生活困窮や社会的孤立の問題、不登校や児童虐待などの個別課題の解決はもとより、区加入者の減少や地区社協活動のマンネリ化など、住民主体の地域福祉活動の活性化については、十分に成果を出せなかったという指摘もあります。

そこで今回の第２次八街市地域福祉活動計画の策定では、第１次地域福祉活動計画の評価・検証を行う中で、基本的な八街市の地域福祉課題は整理されていること、地域福祉活動の推進理念や方向性に大きな変化はないこと、などを確認し、第２次地域福祉活動計画では第１次地域福祉活動計画を踏襲し、より具体的に住民による地域福祉活動を活性化させるための行動計画としてブラッシュアップしていこう、という方針が決定されました。

策定の過程では、地区社協や民生児童委員協議会、社会福祉施設連絡会、福祉系専門職の連絡会議などに活動計画の評価や地域福祉推進の課題をアンケートしました。それらをもとに策定委員会や作業部会では、今後の八街市の地域福祉推進に必要と思われる具体的な事業について議論し、第１次活動計画を踏襲しつつ、地域福祉にかかわる住民や団体にとっての行動計画となることを願い、リニューアルしてきました。

令和元年度は秋以降、自然災害により八街市も大きな被害が発生しました。それにより計画策定にも遅れが生じ、十分な議論が尽くせなかったという事情はあります。それでも、第２次活動計画は、「お互いさま」といえるまちづくり、「近所」で声掛けあい、共に自分らしく暮らせるまちづくりのための行動指針となるように考えて策定してきたつもりです。

本計画が、これから５年間の住民主体の福祉のまちづくり計画として活用されることを願っております。

令和２年３月
第２次八街ひまわりふれあいプラン策定委員会
委員長　　松　　山　　毅

【もくじ】

第一章　計画の概要

１．地域福祉活動計画とは？・・・Ｐ１

２．八街市地域福祉活動計画の位置づけ・・・Ｐ１

（１）位置づけ・・・Ｐ１

（２）市や千葉県社会福祉協議会計画との関連性・・・Ｐ２

３．計画の推進期間・・・Ｐ３

４．計画の策定体制と策定方針及び策定方法・・・Ｐ３

（１）策定体制・・・Ｐ３

（２）策定方針・・・Ｐ３

（３）策定方法・・・Ｐ４

第二章　地域福祉の現状と課題

１．八街市の特徴・・・Ｐ５～Ｐ６

２．社会福祉協議会による地域福祉推進圏域・・・Ｐ７

３．地区社協を組織する行政区・・・Ｐ８

４．市内社会福祉施設・・・Ｐ８

５．各種統計・・・Ｐ９～Ｐ１７

第三章　計画の基本理念と体系

１．基本理念・・・Ｐ１８

２．共通目的『情報が豊かな　やちまた』・・・Ｐ１８

３．市社会福祉協議会の推進方針・・・Ｐ１８

４．第１次計画中間評価・第２次計画策定に関わるアンケート結果から表面化した課題・・・Ｐ１９

５．第１次計画で進められた具体的な内容・・・Ｐ１９～２０

６．体系図・・・Ｐ２１

第四章　課題解決のための流れと具体的な施策・・・Ｐ２２

基本目標（１）㈠ひとりも取り残さないまち・・・Ｐ２３～Ｐ２４

支援が届く仕組みづくり

㈡自分らしく生きるまち・・・Ｐ２５～Ｐ２６

㈢みんなに情報が届くまち・・・Ｐ２７

㈣災害につよいまち・・・Ｐ２８

基本目標（２）㈠孤立をふせぐまち・・・Ｐ２９～Ｐ３０

つながる地域づくり

㈡つながりを大切にするまち・・・Ｐ３１～Ｐ３２

㈢安心安全なまち・・・Ｐ３３～３４

基本目標（３）㈠人を育てるまち・・・Ｐ３５～Ｐ３６

輪をひろげる人づくり

㈡地域を育むまち・・・Ｐ３７～Ｐ３８

第五章　計画の推進

１．計画の普及と啓発・・・Ｐ３９

２．計画の推進と評価・・・Ｐ３９

◎参考資料・・・Ｐ４０～Ｐ４７

第一章　計画の概要

１．地域福祉活動計画とは？

地域福祉活動計画とは、社会福祉協議会が呼びかけ、地域住民、当事者団体、ボランティア・ＮＰＯ法人等の住民主体のもとで、誰もがその地域で自立した生活を送れることをめざし、地域社会のさまざまな福祉課題の明確化と解決策の協議をおこない、その解決に向けた具体的な行動と公私の関係機関・団体の役割分担を明示した民間の行動計画です。

市民に広く周知するため、「八街ひまわりふれあいプラン」と呼称します。

２．八街市地域福祉活動計画の位置づけ

（１）位置づけ

八街市社会福祉協議会では、昭和５４年１月２４日法人設立し、これまで住民が主体となり、行政、関係機関と協働により自助・共助・公助が一体となり地域福祉の推進を図ってきました。

しかし、近年の社会経済環境の変化に伴い、社会福祉における課題は少子高齢化の更なる進行、経済的困窮や社会的孤立など家族力・地域力の低下による複合的な生活課題を抱えた世帯など、新たな地域福祉の仕組みづくりが強く求められています。

このようななかで、地域住民や行政、行政区、自治会・町内会、社会福祉施設、医療機関、商工会議所、企業、ＮＰＯ法人、介護事業所、シニアクラブ、ボランティアなど分野横断的な関係機関・団体と協働し、「お互いさまのまちづくり」をめざすための支援体制を構築していきます。

そのため八街市地域福祉活動計画は、各施策を推進するための方向性を示すものであり、本会におけるすべての地域福祉活動を検討するための計画として位置づけられるものです。

また、本計画については千葉県社会福祉協議会「菜の花コミュニティプラン」、「八街市総合計画」をはじめ、八街市高齢者福祉計画・介護保険事業計画、八街市障害者基本計画・障害福祉計画、八街市子ども・子育て支援事業計画、その他の市計画（八街市地域防災計画などの生活関連計画）と整合性を図り策定するものです。

（２）市や千葉県社会福祉協議会計画との関連性

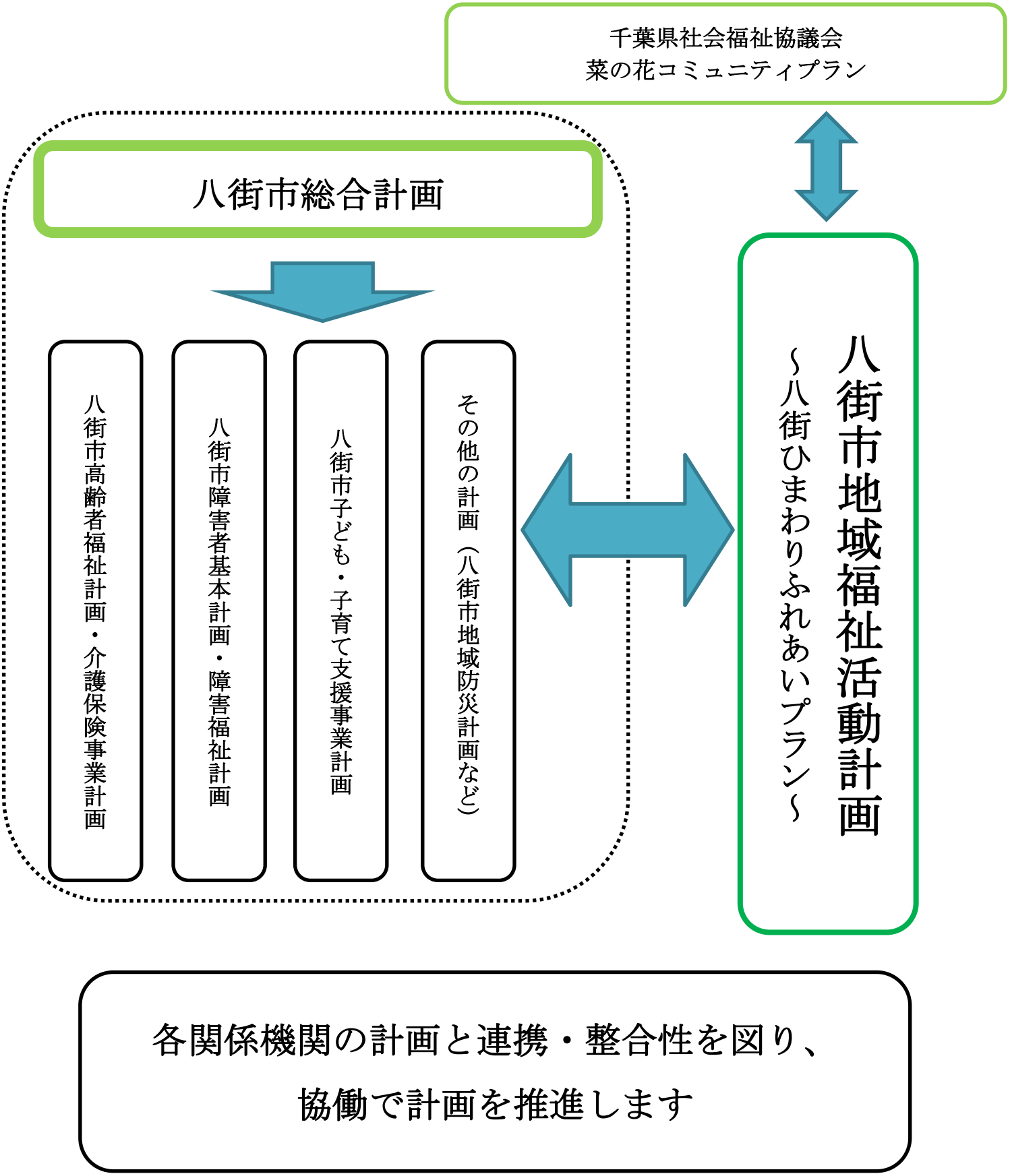

各関係機関の計画と連携・整合性を図り、
協働で計画を推進します

２．社会福祉協議会による地域福祉推進圏域

現在、八街市社会福祉協議会では小学校区圏域で、９つの地区社会福祉協議会が組織されています。地域福祉の推進は、地域の特色を生かし地区内の住民が相互に協力して協働により取り組んでいます。

地区社会福祉協議会圏域図

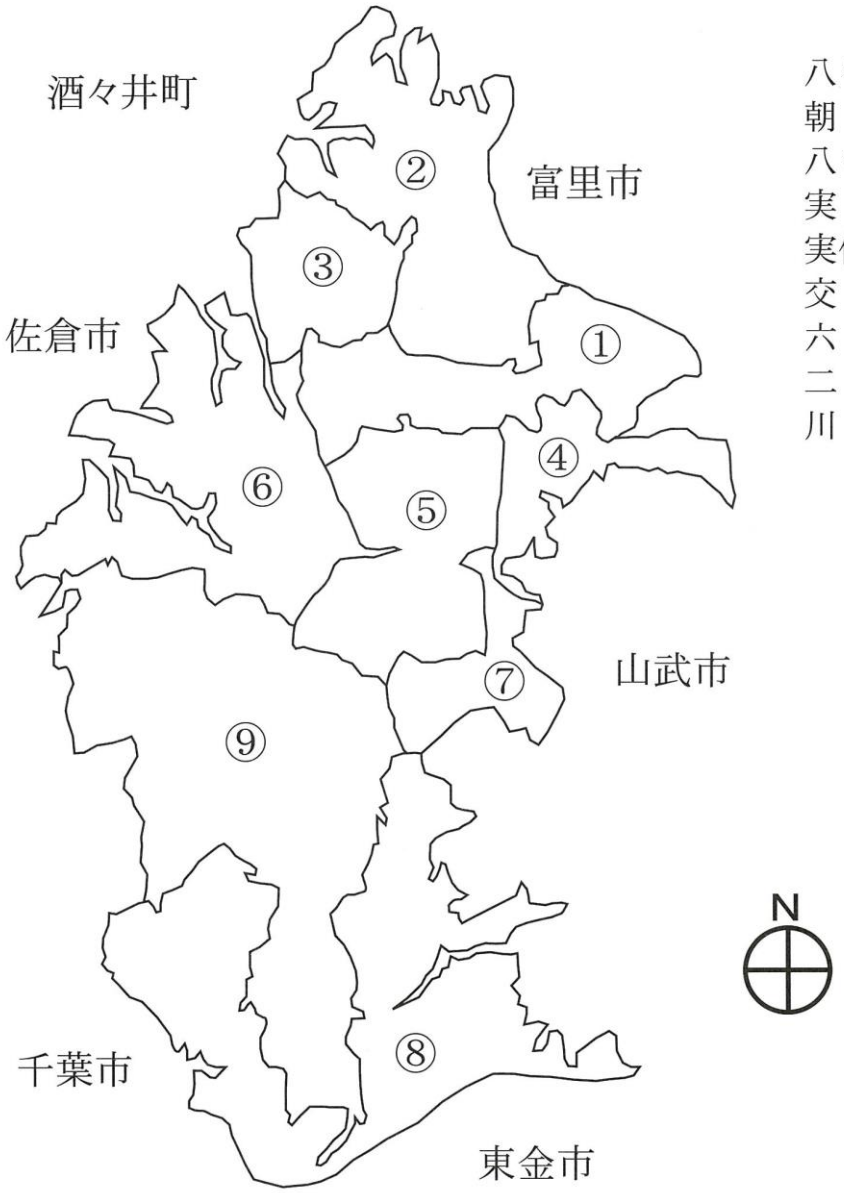

八街東地区社協 ①
朝陽地区社協 ②
八街北地区社協 ③
実住地区社協 ④
実住中央地区社協 ⑤
交進地区社協 ⑥
六区地区社協 ⑦
二州地区社協 ⑧
川上地区社協 ⑨

３．計画の推進期間

第２次八街市地域福祉活動計画（第２次八街ひまわりふれあいプラン）の推進期間は、令和２年度（２０２０年度）から令和６年度（２０２４年度）までの５カ年計画です。

４．計画の策定体制と策定方針及び方法

（１）策定体制

本計画の策定については、地域福祉の推進母体となる各種団体及び公募市民などから構成される「八街市地域福祉活動計画策定委員会」を発足し、Ｐ（ＰＬＡＮ：計画の策定）Ｄ（ＤＯ：計画の実行）Ｃ（ＣＨＥＣＫ：計画の評価）Ａ（ＡＣＴＩＯＮ：計画の見直し）サイクルによる推進評価、アンケート調査などにより、地域住民の福祉課題を、作業部会を踏まえて、重点課題の整理、計画体系図の見直しを社会福祉協議会事務局と協働でおこないました。

また、パブリックコメントを実施し、計画の方向性を地域住民と共に共有し策定に取り組みました。

（２）策定方針

第２次八街ひまわりふれあいプランでは、第１次プランの体系図を見直し、より具体的な行動計画となるよう策定いたしました。

そのためには、基本理念及び基本目標、重点目標、取り組みの方向性、解決策、優先順位が現在の地域福祉を取り巻く状況と相違ないか検討しました。また、地区社会福祉協議会を中心にアンケートを実施し、現状の地域課題を把握することに努めました。

そして、９つの地区社会福祉協議会や３地区の民生委員児童委員協議会、中学校区圏域で推進していくことも見据え策定しました。

本プランは、自らが考えひとりひとりを支え合い、多様な生き方暮らし方を尊重し支え合う、福祉が豊かな八街市をめざす民間の行動計画として、策定しました。

（３）策定方法

平成３１年４月

委員会の開催

作業部会の設置・開催

生活課題（ニーズ）の調査・把握

中間評価　アンケート実施

⇩

令和元年７月～１１月

アンケート結果の集約

アンケート実施先
地区社会福祉協議会
地域自立支援協議会
シニアクラブ連合会
ボランティア大会
ＰＴＡ連絡協議会
協働のまちづくり推進委員会
民生委員児童委員協議会

⇩

令和２年１月

八街市地域福祉活動計画骨子案作成

⇩

パブリックコメント件数

２１件

令和２年２月１７日～３月２日

素案の作成⇒パブリックコメント

⇩

令和２年３月１７日社会福祉協議会理事会へ答申

第２次八街市地域福祉活動計画策定

（第２次八街ひまわりふれあいプラン）

令和２年３月完成

第二章　地域福祉の現状と課題

１．八街市の特徴

明治初期の開墾以来、先人たちが築いてきたふるさと「八街」は、明治、昭和の合併を経て、平成４年４月１日に県下30番目の市として新たなスタートをしました。千葉県北部のほぼ中央に位置し、東京から50km圏内にあり、京葉工業地帯からは20km、成田国際空港から10kmの位置にあります。東は山武市に接し、西は佐倉市に、南は東金市・千葉市に、北は酒々井町・富里市にそれぞれ接しています。

市の広さは、東西に短く約7.7km、南北に長く約16kmあり、面積は74.94平方キロメートルです。

市の中央部は市街地を形成し、周囲には平坦な畑作地帯が広がっているほか、南西部及び北部に水田地帯が点在しています。

基幹産業である農業は、にんじん、さといも、だいこん、落花生、すいか、トマト、じゃがいも、さつまいもなど、野菜が中心となっている都市近郊型農業です。

市の木／キンモクセイ

市内中学生のアンケート結果を参考に八街市が決定しました。
丈夫で香りの良いキンモクセイの花言葉は「謙遜」です。
（平成４年４月１日指定）

市の花／ヒマワリ

市制施行20周年の記念事業として、八街市が市民のみなさんからのアンケートを参考に決定しました。

「**ひ**かり輝き**ま**わりを照らす**わ**たしもあなたも**り**っぱに育てよ」と、次代をになう子どもたちへの思いが込められています。

（平成25年２月１日指定）

八街市民憲章（平成４年９月28日制定）

わたくしたちの八街は、開拓の歴史と恵まれた自然環境の中で、先人の努力によって栄えてきたまちです。
わたくしたちは、「ヒューマンフィールドやちまた」を目指して、調和のとれたよりよいまちづくりのために、この憲章を定めます。

1. 郷土を愛し、文化のかおり高いまちにしましょう。
1. 自然を大切にし、潤いのある美しいまちにしましょう。
1. きまりを守り、明るく住みよいまちにしましょう。
1. おもいやりのある、心のかよった豊かなまちにしましょう。
1. スポーツに親しみ、健康で働くたくましいまちにしましょう。

八街の由来

八街という名称は、明治新政府の政策により徳川幕府の放牧地であった小金・佐倉両牧の開墾に際し、開墾局が開墾に着手したおおよその順序によって命名された字名によるものです。

これらの字名は、初富（鎌ヶ谷市）、二和・三咲（船橋市）、豊四季（柏市）、五香・六実（松戸市）、七栄（富里市）、**八街**、九美上（香取市**旧：佐原市**）、十倉（富里市）、十余一（白井市）、十余二（柏市）、十余三（成田市）で、明治５年 11 月 2 日にそれぞれの村が誕生しました。
この８番目に開墾された地が現在の八街市の始まりです。

八街は落花生の郷。日本有数の生産量と味を誇っています。
落花生は、夏に黄色い花を咲かせます。
その花がしぼんだ後、地中にもぐり込み、実となるのです。
秋になると地中で育った豆を掘りかえし、畑に積み上げてひと月ほど乾燥させます。

その一風変わった光景は落花生の野積（ぼっち）と呼ばれ、人々に親しまれています。

※八街市ホームページより抜粋

３．地区社協を組織する行政区

地区社協名	区　　名
八街東地区社協	一区、七区、朝日、富山、大関
朝陽地区社協	文違、住野、藤の台、喜望の杜、八街・榎戸学園台
八街北地区社協	榎戸、泉台、みどり台
実住地区社協	二区、大東
実住中央地区社協	三区、四区、五区、東吉田、ライオンズガーデン
交進地区社協	真井原、西林、夕日丘
六区地区社協	六区
二州地区社協	四木、滝台、山田台、沖
川上地区社協	大谷流、小谷流、岡田、根古谷、用草、勢田、吉倉、砂、上砂 希望ケ丘、ガーデンタウン

高齢者疑似体験　（八街東地区）

高齢者サロン（実住中央地区）

４．市内社会福祉施設　（令和２年３月31日現在）

・特別養護老人ホーム　５施設
・障害者支援施設　２施設
・障害福祉サービス事業所　３施設
・保育園（市立６）（私立２）　８施設
・認定こども園　１施設
・児童発達支援事業所　４施設
・児童養護施設　１施設

５．各種統計　（各年３月 31 日現在）

（１）市の人口構成と推移

市の人口構成は、少子高齢化がより一層進行し、年少人口（０歳～１４歳）の減少と高齢者人口（６５歳以上）の増加がさらに進むものと予想されます。また、生産年齢人口（１５歳～６４歳）の減少も急速に進むものと予想されます。これにより２０２５年（令和７年）の総人口は６８，０００人と想定されます。

■市の人口構成と推移　単位：人

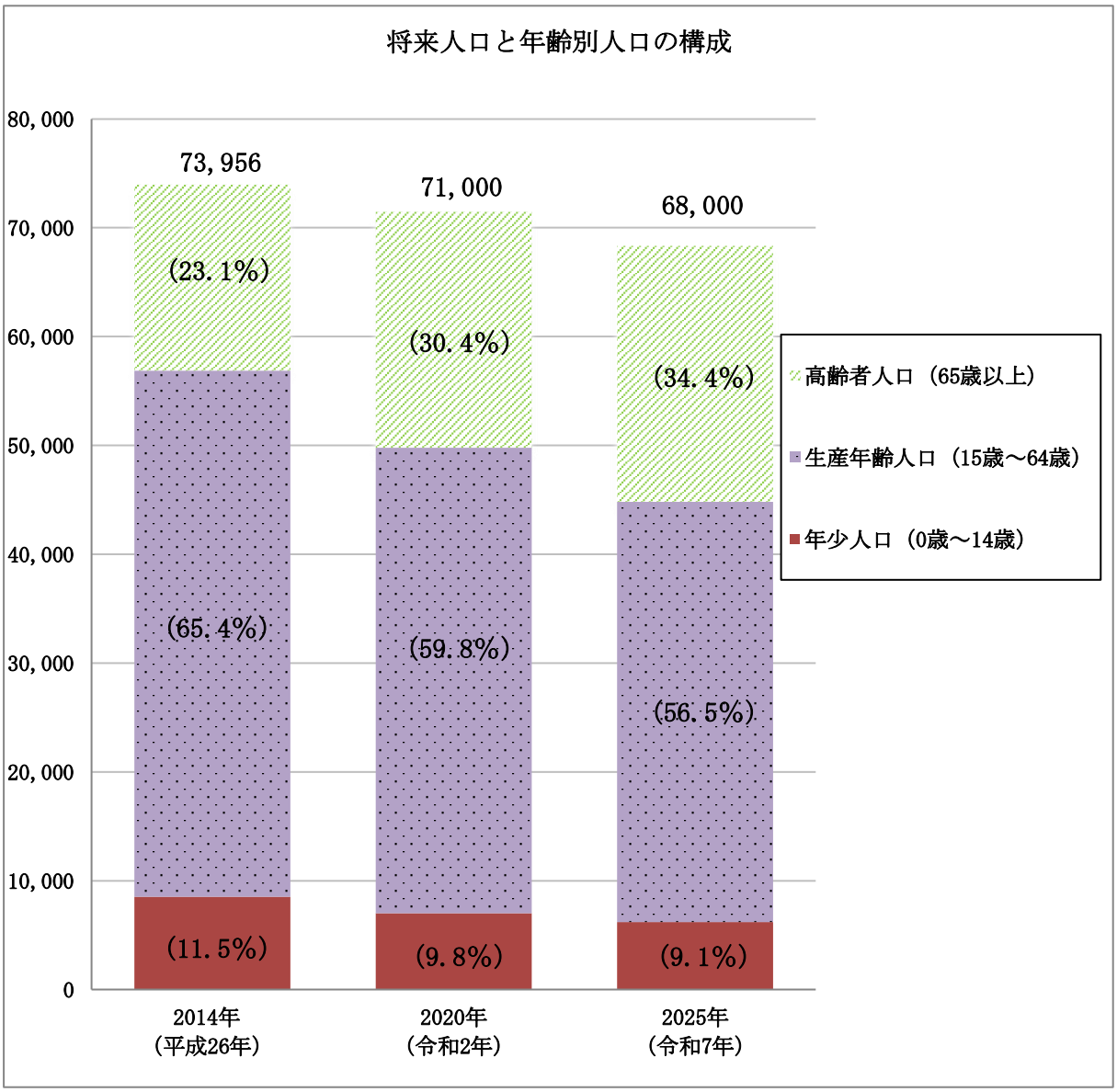

注意）２０１４年（平成２６年）人口は、平成２６年４月１日現在の住民基本台帳人口です。

参考資料：八街市総合計画より抜粋

（２）平均世帯員数

平均世帯員数は、拡大家族の減少や核家族化、単身世帯の増加から平成１０年の３．１人から０．８ポイント減少しています。

■平均世帯員数　単位：人

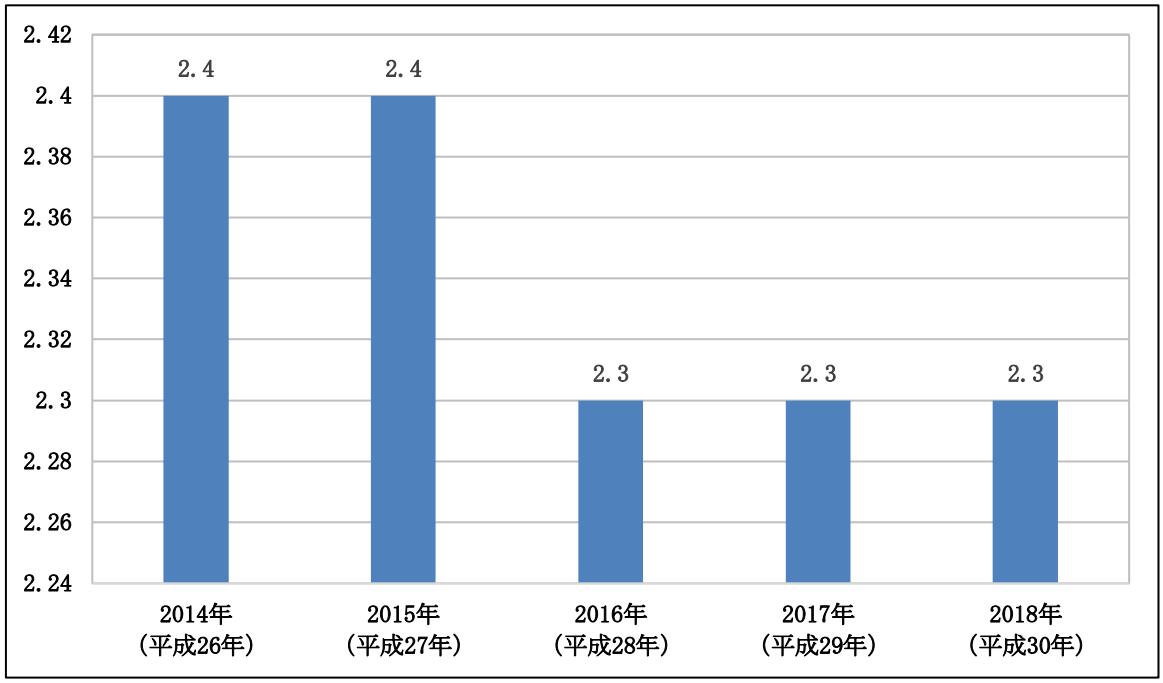

データ提供：八街市役所市民部市民課

（３）外国人住民人口

外国人人口は増加傾向にあり、特に中国、フィリピン国籍の人口が多いものの、ここ数年でスリランカ、ベトナム国籍の人口が急激に増加しています。

■外国人住民人口　単位：人

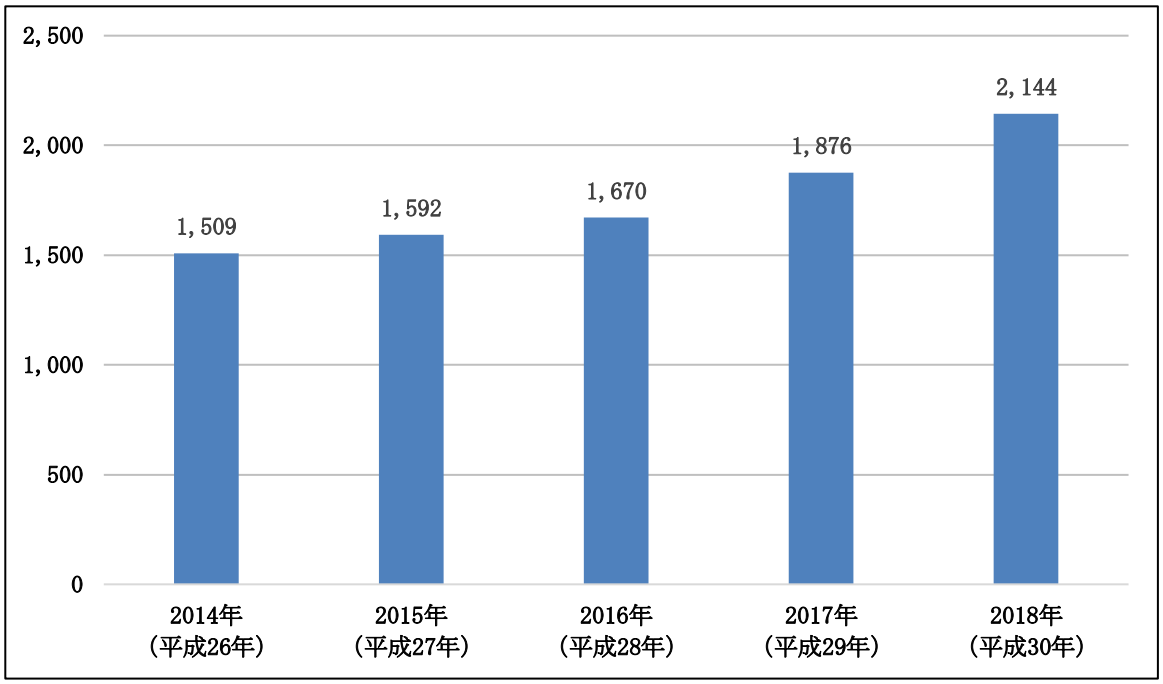

データ提供：八街市役所市民部市民課

（４）ひとり暮らし高齢者・高齢夫婦世帯数の推移

ひとり暮らし高齢者は増加傾向にあり、平成７年（１９９５）年では、５１６世帯であったのに対し、平成２７（２０１５）年では、２，５６８世帯と、２０年の間に約５倍の増加となっています。また、高齢夫婦世帯も同様に、平成７（１９９５）年の４６４世帯から平成２７年（２０１５）年では２，７３３世帯と、約６倍となっています。　■ひとり暮らし高齢者・高齢者夫婦世帯数　単位：世帯

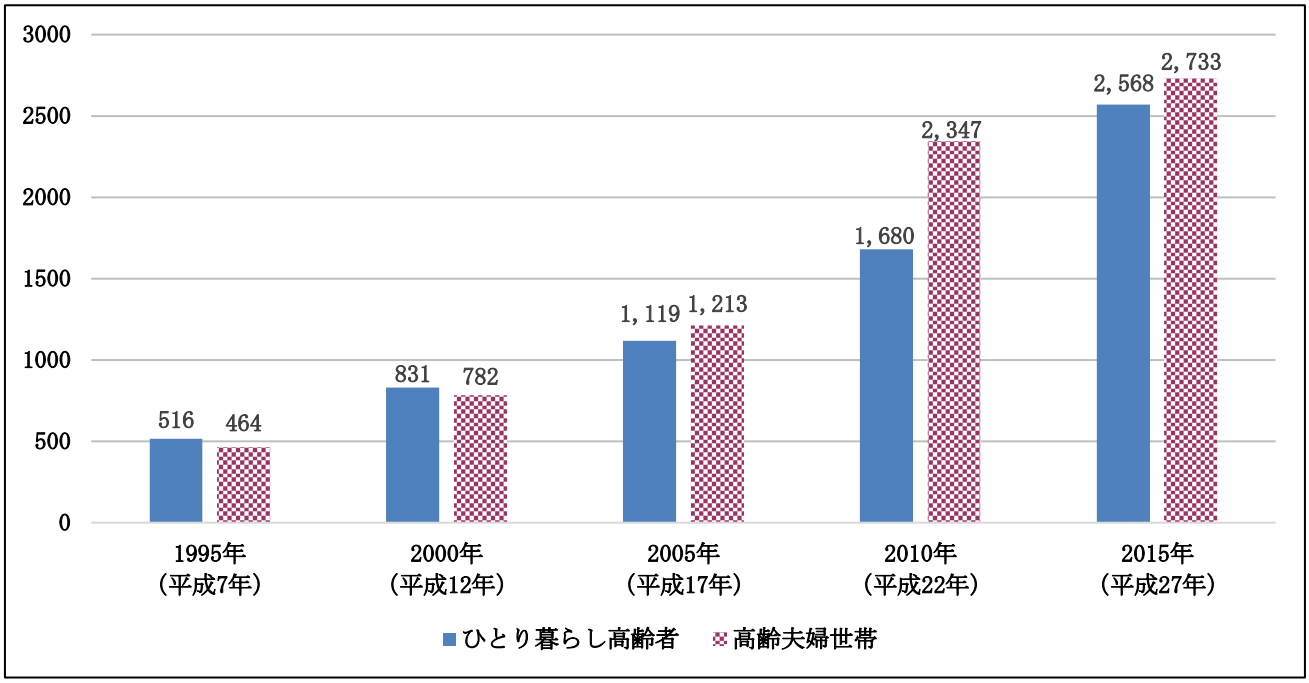

資料：国勢調査　各年１０月１日

（５）障害者手帳所持者

身体障害者手帳所持者は数字に変動はないものの、療育手帳及び精神保健福祉手帳の所持者は微増傾向にあります。

■障害者手帳所持者数の推移　単位：人

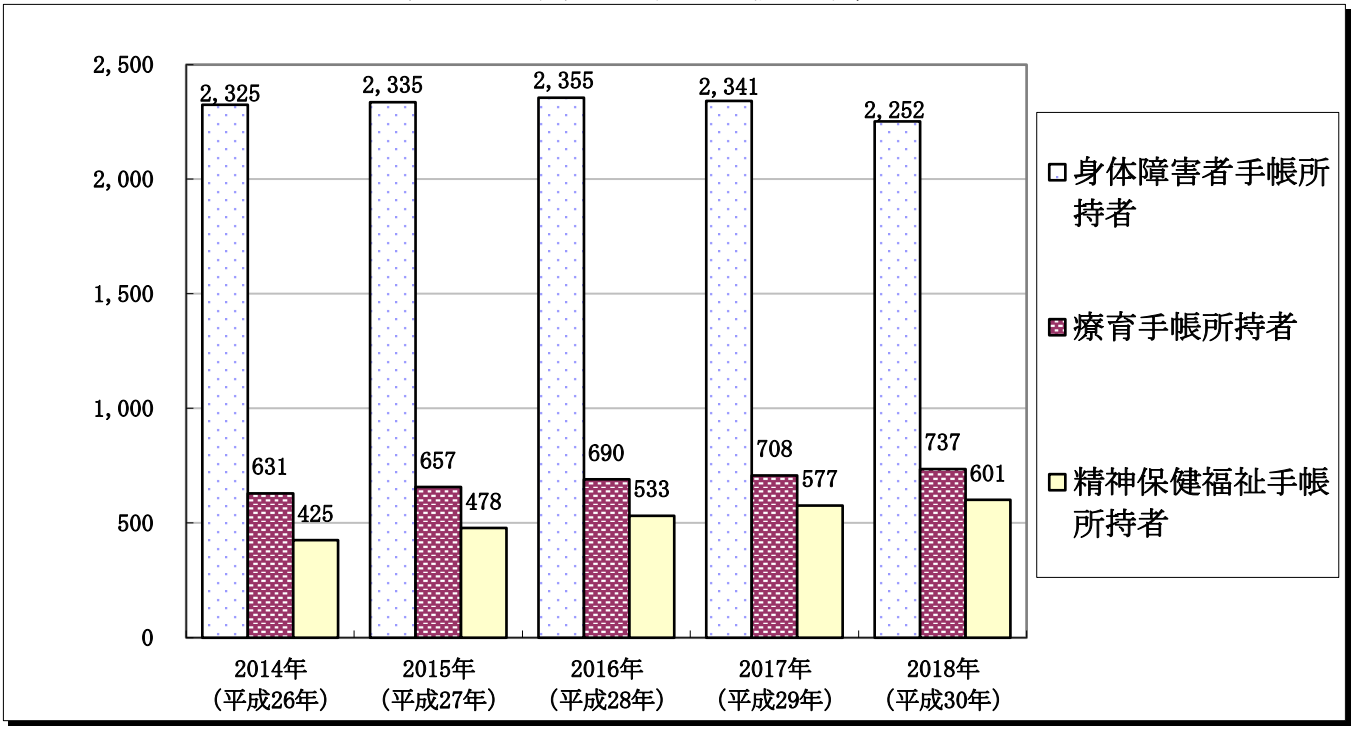

データ提供：八街市市民部障がい福祉課

（６）介護保険認定者

介護保険サービスの利用者（認定者）は、高齢化と共に年々増加傾向にあります。団塊の世代が７５歳以上になる２０２５年には、大幅の増加が予測されます。

■介護保険認定者　単位：人

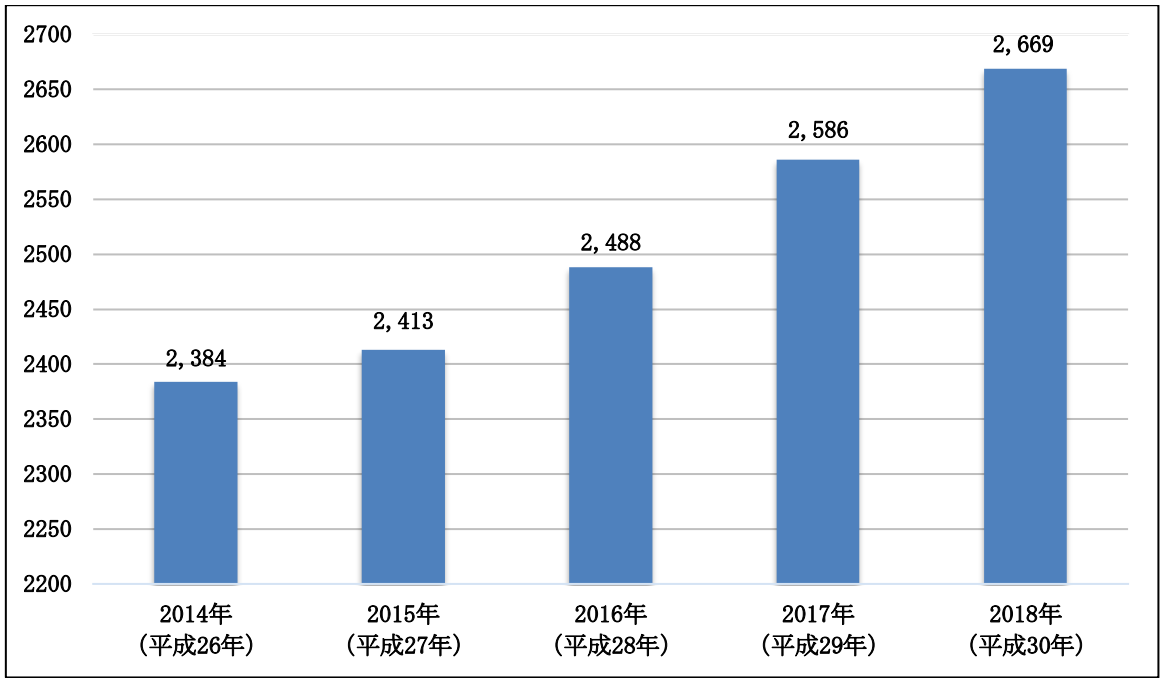

データ提供：八街市市民部高齢者福祉課

（７）児童扶養手当受給者数

児童扶養手当受給者は、平成２６年度から比較すると減少しています。

■八街市児童扶養手当受給者数　単位：人

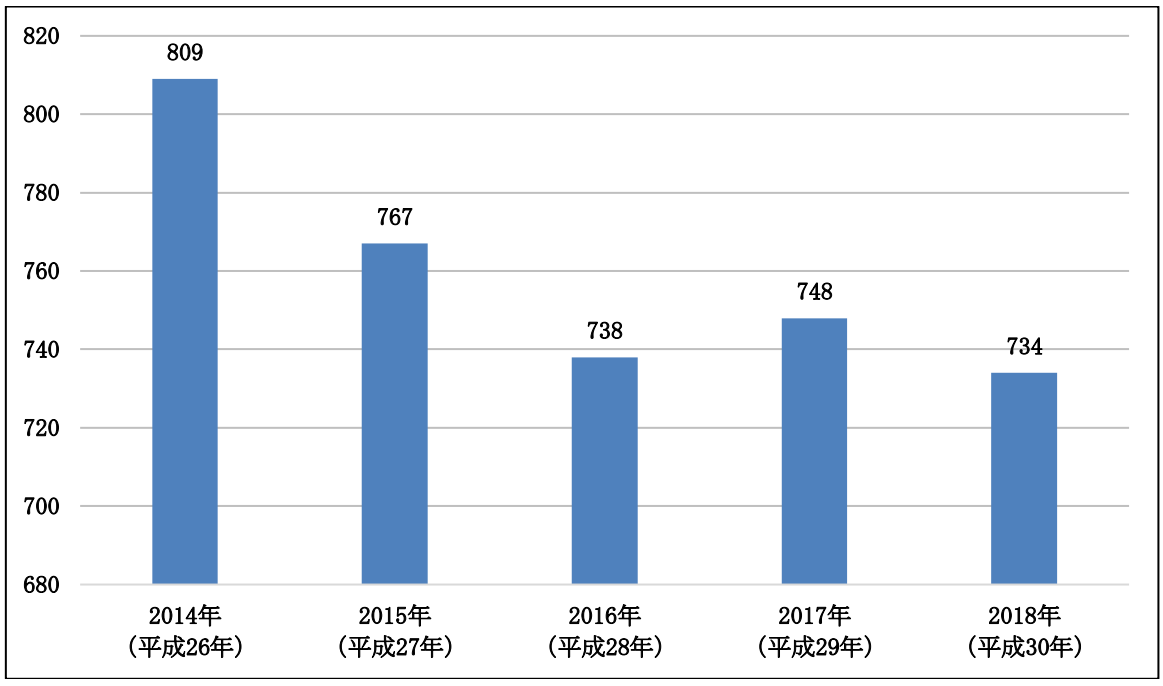

データ提供：八街市市民部子育て支援課

（８）生活保護受給者数及び世帯数

生活保護世帯及び人数については、平成２６年度から平成３０年度を比較すると、受給者数１４６件、世帯数１３４件の増となっています。

■生活保護受給者数　単位：人　■生活保護受給世帯数　単位：件

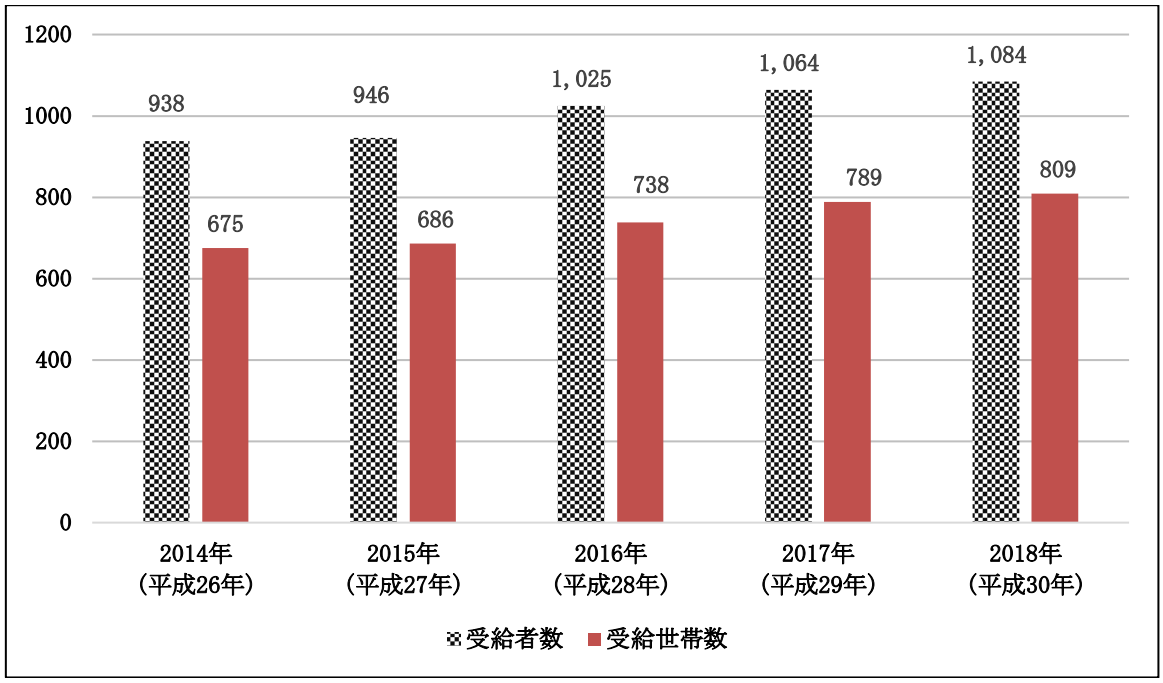

データ提供：八街市市民部社会福祉課

（９）区加入率

区加入率は、高齢化率の上昇や単身世帯（若年、高齢）の増加に伴い、一貫して減少しています。

■区加入率　単位：％

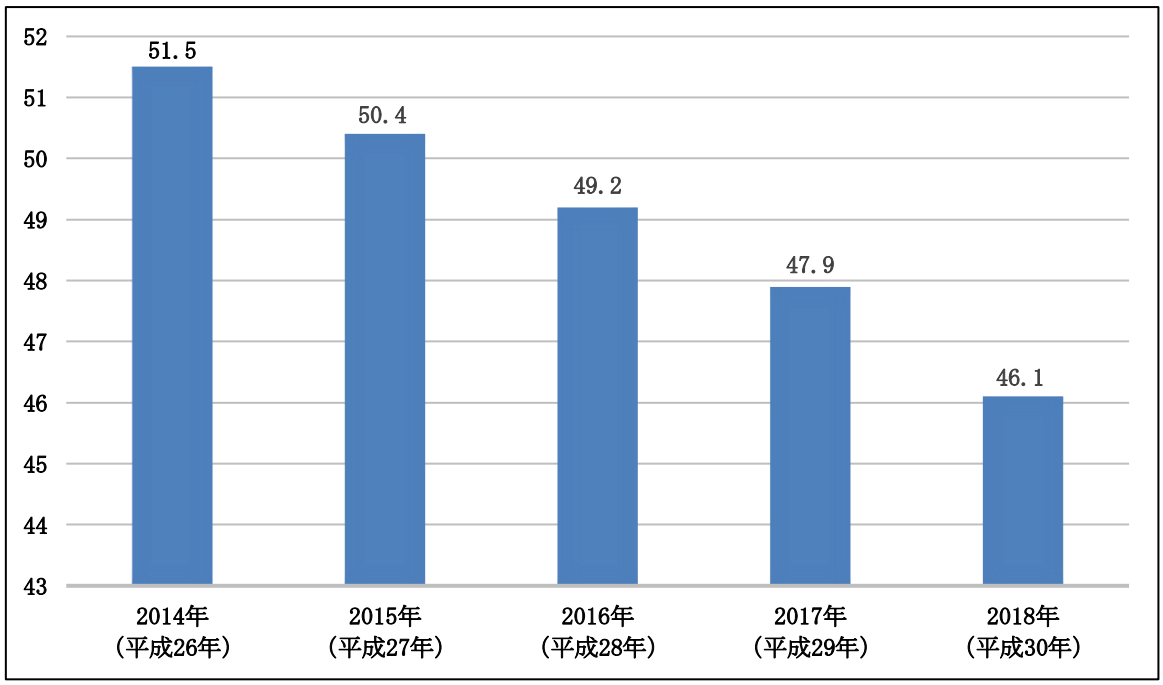

データ提供：八街市市民部市民協働推進課

（１０）八街市社会福祉協議会一般会員及び会費

社会福祉協議会は、一世帯より５００円の一般会費をいただいています。区の加入率の低下と共に減少しています。

■八街市社会福祉協議会一般会員　単位：件

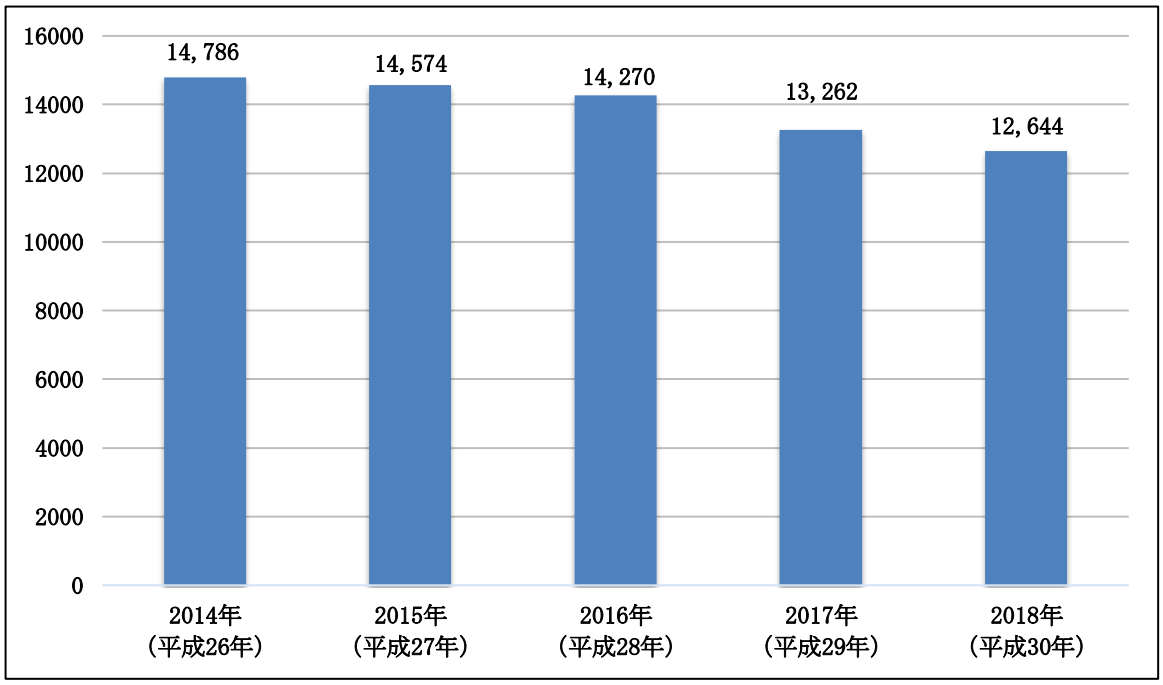

データ提供：八街市社会福祉協議会

■八街市社会福祉協議会一般会費　単位：円

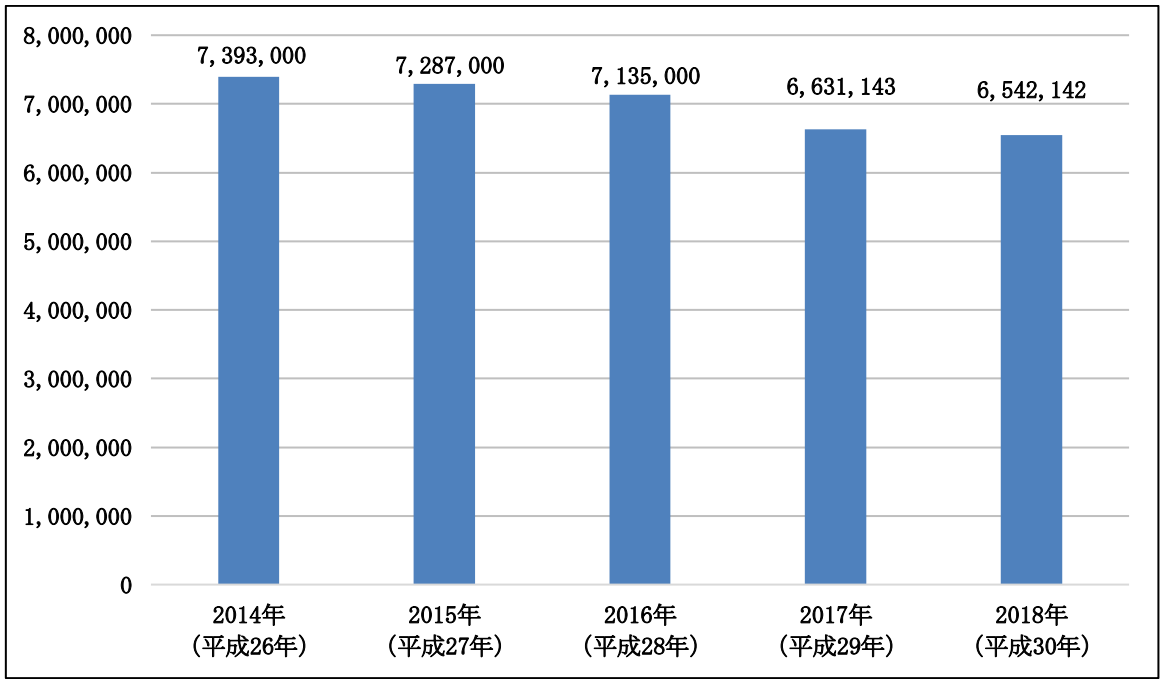

データ提供：八街市社会福祉協議会

（１１）ボランティア

市内ボランティアについては、東日本大震災の災害ボランティアの登録により平成２５年度急激に増加したものの、市内の福祉を推進するボランティアについては、稼働率の減少がみられます。

■ボランティア登録人数　単位：人　■ボランティアグループ数　単位：団体

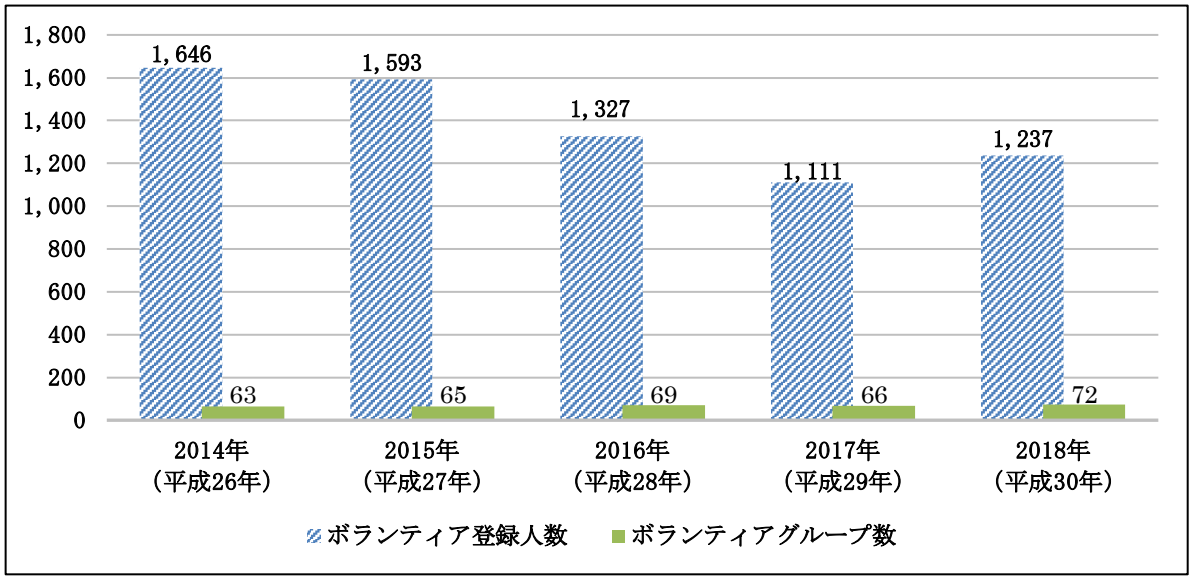

データ提供：八街市社会福祉協議会

（１２）生活困窮者自立支援事業受付件数

八街市自立相談支援窓口では、生活・お金・お仕事などの困りごとを、平成２７年の４月から相談支援にあたっています。

■生活困窮者自立支援事業受付件数　単位：件

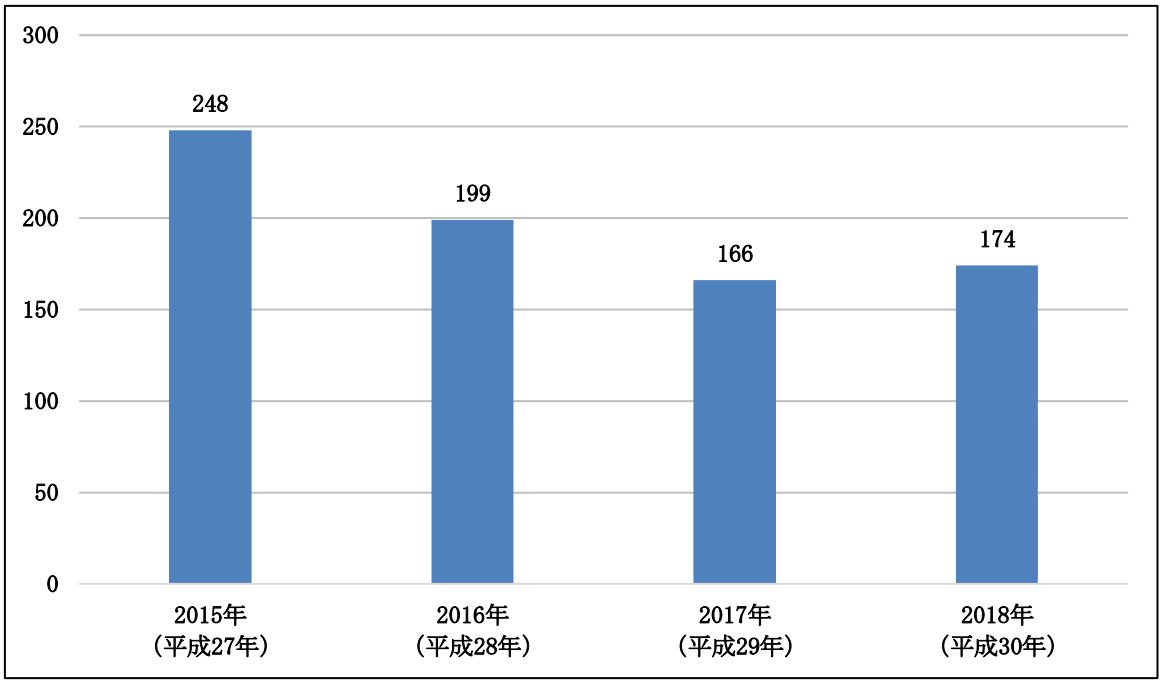

データ提供：八街市社会福祉協議会

（１３）自殺者数

八街市の自殺者数は２０１４年（平成２６年）～２０１８年（平成３０年）の合計で７０人です。２０１８年（平成３０年）の原因・動機をみると、家庭問題２人、健康問題５人、経済・生活問題２人、勤務問題１人となっています。２０１７年（平成２９年）は５人と減少したものの、翌年には１５人と大幅に増加しています。八街市の過去の自殺率は全国や千葉県の数字を上回っています。

■自殺者数　単位：人

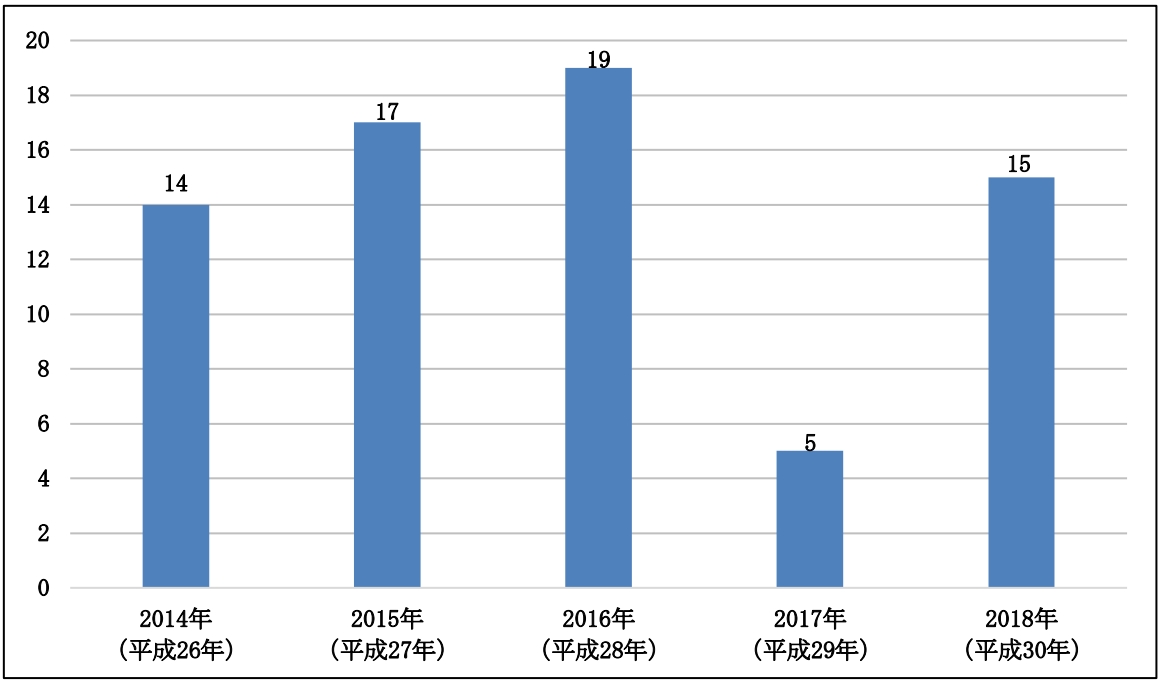

データ：厚生労働省『自殺の統計：地域における自殺の基礎資料』より抜粋

八街市生活困窮者自立支援事業

（１４）長期欠席（３０日以上）児童・生徒数

３０日以上欠席している長期欠席の小学校児童及び中学校生徒の数字を年度ごとに記載しています。

■長期欠席児童数　単位：人

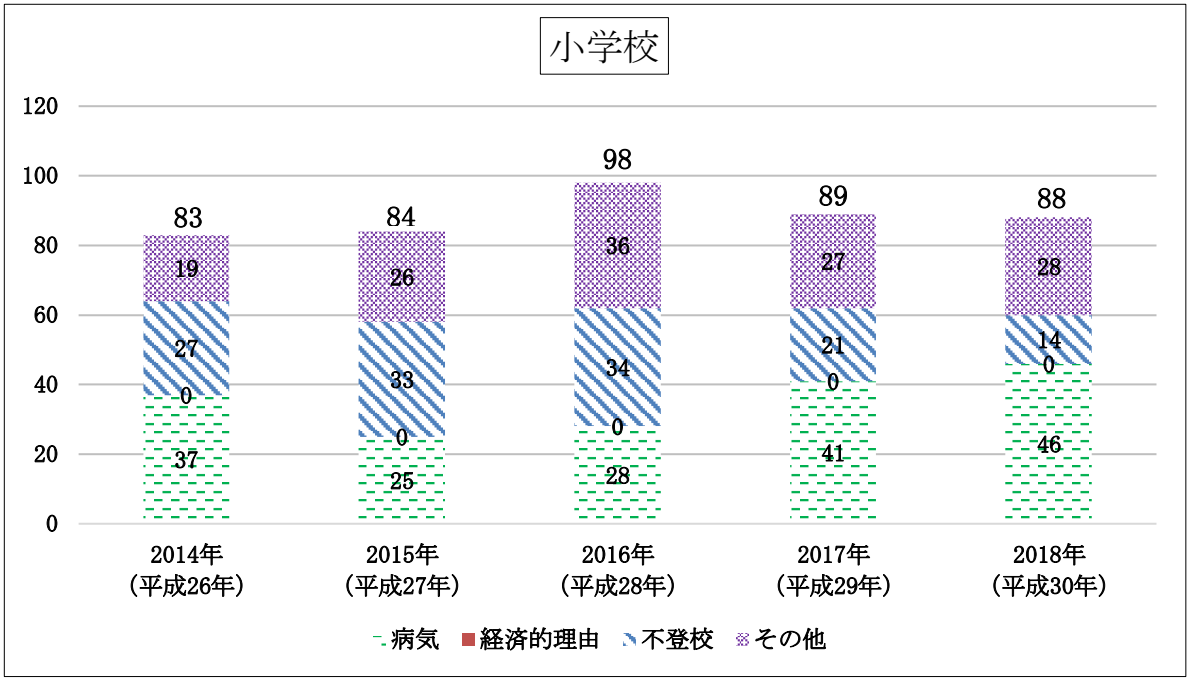

■長期欠席生徒数　単位：人

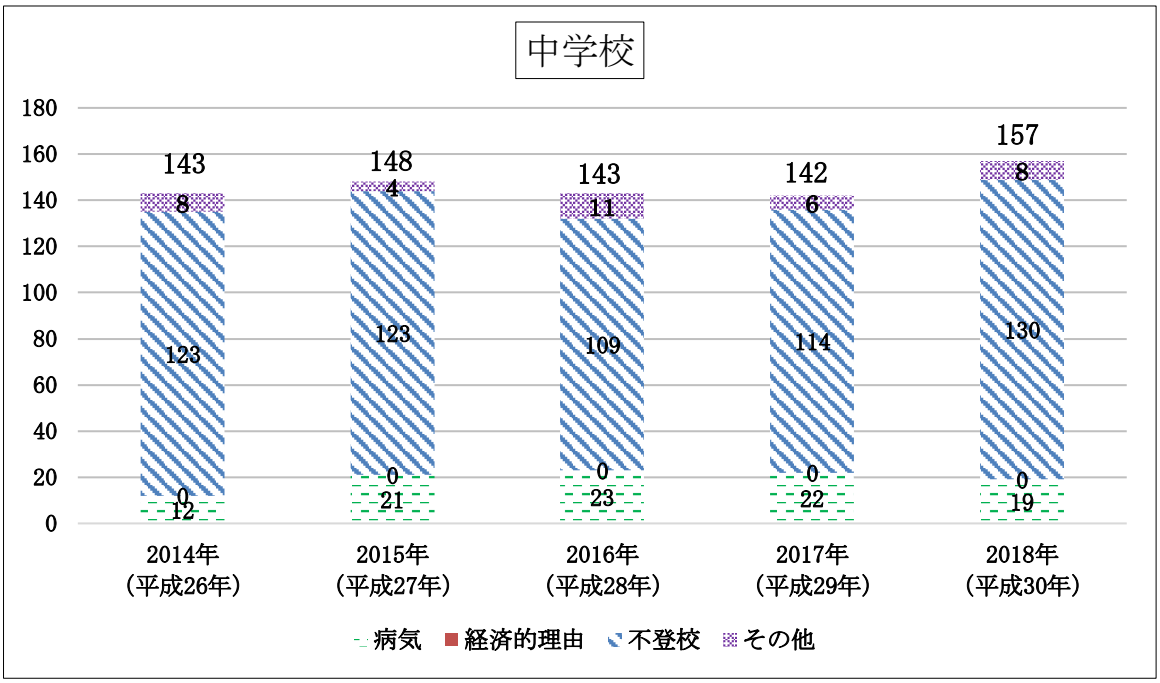

データ：八街市教育委員会『やちまたの教育』より抜粋

第三章　計画の基本理念と体系

１．基本理念

『お互いさまのまちづくり』

住民ひとりひとりが互いを思いやり、支え合う心が豊かで笑顔育むまちをめざすため、子どもから高齢者まで、協働による分野の垣根を超えた地域づくりを構築します。

また、生活課題や福祉課題を地域の課題として認識し、個人の多様な生き方暮らし方を尊重するとともに、これらの課題の解決や地域づくりは地域の一員である全て住民の協働事業として、共に考え、支え合い推進していきます。

そして、「自助」「共助」「公助」さらには『近助』による、お互いさまのまちづくりを推進いたします。

２．共通目的

『情報が豊かな　やちまた』

第２次八街ひまわりふれあいプランでは、第１次プランの推進評価並びにアンケート結果により、策定委員会で議論した結果、すべての課題や目標に共通する目的や要素として『情報』を取り上げることとなり、『情報が豊かな　やちまた』をめざし、情報の周知・共有・発信を強化促進いたします。

３．市社会福祉協議会の推進方針

本会は地域共生社会の実現に向け、第２次八街ひまわりふれあいプランと連動し、地域住民と共に推進いたします。

具体的には、計画の策定から表面化した課題を解決するために、優先順位中学校圏域のネットワークの構築、地域福祉を推進する体制や仕組みづくり、多様な居場所や身近な相談拠点の設置、人材育成やリーダー研修など、地域福祉を推進する地区社会福祉協議会を中心に、協議体である意義を改めてみつめ直し、関係機関や社会資源と協働・連携し５か年計画で推進していきます。

令和２年度には、社協発展強化計画を策定し、地域福祉活動計画との整合性を図ります。また、人材育成のためにボランティア講座の充実、災害時のボランティア活動の強化を図るため、災害ボランティアセンター連絡会を設立します。

そして、平時からの地域のつながりを、自助・共助・公助さらには近助で支えることが定着することにより地域力の高い八街をめざします。

４．第１次計画中間評価・第２次計画策定に関わるアンケート結果から表面化した課題

八街ひまわりふれあいプランでは、２０１５年度（平成２７年度）から２０１９年度（平成３１年度）の５年計画で、推進委員会を発足し計画の推進にあたってきました。

中間評価では、地区社会福祉協議会を中心にヒアリングをおこない、その他の団体としては、民生委員児童委員協議会、社会福祉施設連絡会、区長会、障がい者団体、ＮＰＯ法人、シニアクラブ連合会、ケアマネジャー協議会からご意見をいただきました。その結果から表面化した課題は、福祉教育や防犯、多世代交流、子育て支援などは推進されていたものの、課題解決するための仕組みづくりやネットワークの構築といった基盤づくり、そしてリーダーの育成や人材の発掘、情報の発信・共有等の課題が明確となる評価となりました。

さらにアンケート結果では、ＰＴＡ連絡協議会やボランティアからも意見を集約し、中学校圏域での地域福祉の推進も視野に入れること、また、新たなコミュニティの形成や支援に必要な拠点づくり、個別の課題では権利擁護の普及・啓発や外国籍世帯への支援など、多岐にわたる課題が明確になりました。

○具体的な課題

・地区社会福祉協議会のあり方
・リーダーやコーディネーターの育成
・人材の育成や発掘
・行政区への加入
・居場所や拠点の整備
・情報の発信や共有
・子育て世代や外国籍世帯の孤立
・分野横断的な支援のネットワークの構築
・要支援者を見守るネットワークの強化
・個人情報を共有するための仕組みの構築

第１次八街ひまわりふれあいプラン

５．第１次計画で進められた具体的な内容

■八街市社会福祉協議会が運営

・生活困窮者自立支援事業をＪＶ方式で受託

平成２７年度より八街市から受託し、同行支援やアウトリーチ機能など、伴走型支援を展開した。

・民生委員児童委員協議会事務局を市から受託

令和元年度より市から受託し、地域住民の身近な支援者である民生委員児童委員と、さらなる密接な連携を図った。

・子どもの居場所づくりワークショップの開催（２回）

子育てしやすいまちをめざし、インフォーマルな子育て団体のネットワークの構築を図った。

・誰もがくらしやすいまちづくりセミナー[18]の開催※八街市とのコラボ企画
　市と協働でまちづくりの視点と地域福祉がコラボすることにより、多様な推進を図るきっかけとなった。
・夏休みボランティア体験教室の八街市との協働開催
　市と協働でおこなうことにより、教室のメニューの多様化と周知方法の徹底を強化することができた。

■地域で推進された事業やイベント

・やちまたふくしフェスタ
　フォーマルとインフォーマルの分野を超えた団体等がコラボすることにより、２０１８年の取り組みが「ちばコラボ大賞」を受賞した。
・ＲＵＮ伴ちばｉｎ八街
　認知症の啓発と理解を目的に開催し、年々参加者が増加傾向にあり、誰もがくらしやすいまちづくりをめざした。
・千葉県・福祉教育パッケージ指定
　八街中学校区が平成２８年度から３か年の指定を受け、福祉教育の推進と発展につながった。
・ちば起業家交流会ｉｎ八街
　分野横断的な推進として、他分野との協働により福祉関係者の活躍もみられた。

～「やちまたふくしフェスタ２０１８」がちばコラボ大賞を受賞～

６．体系図

計画の体系については、地域の住民のニーズを吸い上げ、そこから分析したものを体系化したものです。

基本理念：お互いさまのまちづくり

基本目標	共通目的	重点目標	具体的な施策
⑴支援が届く仕組みづくり	情報が豊かな　やちまた	㈠ひとりも取り残さないまち	①地域の困りごとをみんなで解決する体制づくり
			②要支援世帯を地域で見守るネットワークづくり
			③分野を超えた包括的な支援の体制づくり
			④中学校区圏域の地域福祉の体制づくり（新）
		㈡自分らしく生きるまち	①支援を必要とする人が在宅で生活できる仕組みづくり
			②権利擁護の普及および推進（新）
			③個人情報を大切にし支え合う地域づくり
			④いつでもどこでも誰でも相談できる仕組みづくり
		㈢みんなに情報が届くまち	①情報が豊かで包括的な支援を推進
			②知りたい情報を的確に対象者へ届く仕組みづくり
		㈣災害につよいまち	①災害時一人も見逃さない仕組みづくり
			②災害ボランティアセンターの充実
⑵つながる地域づくり		㈠孤立をふせぐまち	①自ら相談できない要支援者へつながる地域づくり
			②子ども・子育てを支える地域づくり
			③誰もが気軽に交流、活躍できる地域づくり
			④国籍や言語、文化の違いを認め合い尊重し合える地域づくり（新）
		㈡つながりを大切にするまち	①行政機関や企業、他機関と協働で地域福祉を推進
			②支援を行う身近な拠点づくりを推進
			③行政区や自治会に加入しつながる地域づくり
			④ＰＴＡや青少年相談員、消防団など若い世代との連携（新）
		㈢安心安全なまち	①地域防災・防犯を推進し安心安全な地域づくり
			②振り込め詐欺などの犯罪から高齢者を守る地域づくり
			③あいさつと声かけを行う顔の見える地域づくり
⑶輪をひろげる人づくり		㈠人を育てるまち	①幼小中高・専門学校・大学等の福祉教育の推進
			②ボランティアやコーディネーターの育成
			③地区社協事業の推進を図るためリーダーの育成
		㈡地域を育むまち	①活気のある地域をめざし新たな人材の取り込み
			②ボランティア活動の情報提供の強化
			③学習支援を行う担い手の育成と地域教育の向上

第四章　課題解決のための流れと具体的な施策

第四章では、第三章の『基本理念』や『体系図』を重点目標ごとに、具体的な施策の内容を示しています。

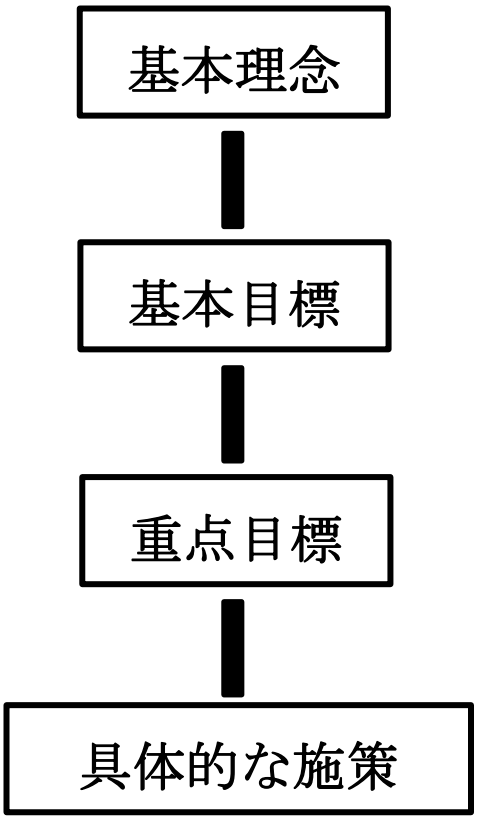

○重点的に推進する施策

第２次八街ひまわりふれあいプランでは、アンケート結果や第１次プランの評価をもとに、以下の３つの施策に重点的に取り組みます。

①中学校区圏域の地域福祉の体制づくり（基本目標（１）：支援が届く仕組みづくり）

地域の課題を中学校区圏域で共有することにより、これまで小学校区での推進ではみえてこなかった課題や新たな社会資源を引き出すきっかけとし、広域連携のネットワークの構築と広域での地域力を育みます。

②地域の困りごとをみんなで解決する体制づくり（基本目標（２）：つながる地域づくり）

これまで地区社会福祉協議会を中心に進められてきた地域福祉の推進を、改めて地域で課題を把握し、「我が事」として向き合い解決策を話し合う地域の体制づくりに努めます。

③活気のある地域をめざし新たな人材の取り込み（基本目標（３）：輪をひろげる人づくり）

新たな人材を取り込むことは、各種団体・関係機関において喫緊の課題となります。活気ある地域をめざすため従来にはなかった“まちづくり”という視点で福祉に向き合う新たな人材の掘り起こしや取り込みを推進します。

基本目標（１）支援が届く仕組みづくり

重点目標１　ひとりも取り残さないまち

超高齢化や少子化、核家族化が進み、地域社会におけるつながりも希薄したなかで、複合的な課題のある世帯が増加し、更には外国籍世帯も含めた要支援者が多様化しています。そのようななかで、「ひとりも取り残さないまち」を目標に掲げ推進します。

重点課題　［策定委員の声］

地区社会福祉協議会を中心に、関係機関や団体に地域の現状や課題について、アンケートを実施し、策定委員の意見を重点課題としてまとめたものです。

・地域社会の生活規範の推進を図る。
・地域の基盤づくりを徹底しよう。
・一人ひとりに目を向ける地域福祉の推進を図ろう。
・地域を支える環境づくり。
・自助・共助・公助を強化し足もとを固める。
・地域に即した活動計画や行動計画づくりをする。
・段階的コミュニティーソーシャルワークを推進していく。
・地域コミュニティの充実を図る。
・地域力増強のための（福祉教育から地域福祉計画の作成）中学校区圏域の特性を踏まえたネットワークの構築を図る。
・地区や年齢層の壁をなくしたつながりづくり。
・一人ひとりの持てる力を発揮して一緒に課題を乗り越える地域づくり。
・地域福祉に関わる関係機関や団体との連携強化を図る。
・民生委員との連携を含めたネットワークづくりを進める。

具体的な施策

重点目標を達成するために、重点課題から４つの具体的な施策を掲げました。※実施主体は、各施策の主体となる機関や団体が中心となって課題解決をめざします。

① 地域の困りごとをみんなで解決する体制づくり

地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援と、それらの人々が暮らす生活環境の整備や住民の組織化等の地域支援をチームアプローチによって統合的に展開します。

実施主体：行政・市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会
　　行政区・自治会

市社会福祉協議会の具体的事例：地区社会福祉協議会の取り組み

② 要支援世帯を地域で見守るネットワークづくり

高齢者・障がい者・子ども・ひとり親・外国籍などの支援を必要とする世帯を地域で見守り、安心して暮らせるネットワークづくりを推進します。

実施主体：行政・民生委員児童委員協議会・地区社会福祉協議会
市社会福祉協議会・地域包括支援センター・シニアクラブ
関係事業者

市社会福祉協議会の具体的事例：高齢者見守りネットワーク事業への協力

③ 分野を超えた包括的な支援の体制づくり

地域共生社会の実現に向けた介護、障がい、医療、教育、子育て、生活困窮といった従来の縦割りを超えてニーズを受け止める「ワンストップ相談」「断らない相談」を広く普及させるための体制づくりを推進します。

実施主体：行政・市社会福祉協議会・社会福祉法人・医療法人
地域包括支援センター・介護事業所・教育委員会
商工会議所・障がい者団体

市社会福祉協議会の具体的事例：地域自立支援協議会への参画

④ 中学校区圏域の地域福祉の体制づくり(新)

これまで小学校区単位で９つの地区社会福祉協議会を中心に、地域福祉の推進をおこなってきました。身近な圏域で発見された困難な課題や地域特有の課題をより広い圏域で共有し、対応・検討するネットワーク、拠点整備をすることで新たな活動の開発をおこない、重層的な支援体制をめざします。

実施主体：行政・地区社会福祉協議会・市社会福祉協議会

市社会福祉協議会の具体的事例：千葉県福祉教育推進団体の指定

重点目標㈡　自分らしく生きるまち

その人がその人らしく地域で生活するために、地域や関係機関が支援を必要とする方の生活課題に寄り添い、その支援を充実させるとともに、個人情報や権利擁護の視点も踏まえた仕組みづくりを構築し、「自分らしく生きるまち」を目標に掲げ推進します。

重点課題　［策定委員の声］

地区社会福祉協議会を中心に、関係機関や団体に地域の現状や課題について、アンケートを実施し、策定委員の意見を重点課題としてまとめたものです。

・自助、共助の他に近助（近所）を推進し情報の共有を図る。
・課題に寄り添い発見する仕組みや身近に相談できる窓口づくりをする。
・困りごとを誰もが相談できる住民に身近な総合相談センター（ワンストップ）の開設をする。
・いつでもどこでも誰でも相談できる仕組みづくり。
・通院のための送迎車の乗り合いを実施する。
・買い物支援を強化する。
・権利擁護の普及及び推進を図る。

具体的な施策

重点目標を達成するために、重点課題から４つの具体的な施策を掲げました。※実施主体は、各施策の主体となる機関や団体が中心となって課題解決をめざします。

①支援を必要とする人が在宅で生活できる仕組みづくり

高齢者や障がい者など支援を必要とする人が、在宅で生活できる仕組みを行政や介護事業者などの関係機関や地域とが連携・協働して仕組みづくりをおこないます。

実施主体：行政・市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会
　　介護事業者・地域自立支援協議会・地域包括支援センター
市社会福祉協議会の具体的事例：在宅有償サービス「ほほ笑み」事業

② 権利擁護の普及および推進（新）

自己の権利を表明することが困難な高齢者や障がい者を護るために、権利擁護の普及や啓発を推進し、自分らしく地域で暮らすことができるまちをめざします。

実施主体：行政・市社会福祉協議会
市社会福祉協議会の具体的事例：日常生活自立支援事業

③ 個人情報を大切にし支え合う地域づくり

平時からの見守りや有事に際しての支援には、個人情報を共有することは欠かすことのできない取り組みではあるものの、その取扱いについては十分な配慮と取り決めが必要です。個人情報を大切に扱いながら、安心と

信頼を基にした支え合える地域づくりをめざします。
実施主体：行政・市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会
　　民生委員児童委員協議会
市社会福祉協議会の具体的事例：民生委員児童委員協議会の運営

④ いつでもどこでも誰でも相談できる仕組みづくり

地域には相談拠点が少なく、交通手段のない高齢者や障がい者、その家族が気軽に相談することができる場所が必要です。縦割りではなく分野横断的に相談ができる場所や地域拠点、そして相談をつなぐ仕組みを整えるなどして、いつでもどこでも誰でも相談できる仕組みづくりをめざします。
実施主体：行政・地区社会福祉協議会・市社会福祉協議会
　　行政区・自治会・社会福祉法人・医療法人
　　地域包括支援センター
市社会福祉協議会の具体的事例：生活困窮者自立支援事業

『社会福祉協議会がおこなう法人後見に関する事業』

重点目標㈢　みんなに情報が届くまち

情報は世代や防災やレクリエーションなどの目的によって､或いは子育て､障がい、高齢者､外国籍の方などそれぞれの特性や状況によって､必要とする情報に違いがあります。また､個人や地域によっても共有や発信する方策は異なります。知りたい情報や必要としている情報を的確に届けるために､「みんなに情報が届くまち」を目標に掲げ推進します。

重点課題　［策定委員の声］

地区社会福祉協議会を中心に､関係機関や団体に地域の現状や課題について､アンケートを実施し、策定委員の意見を重点課題としてまとめたものです。

・情報収集、発信を強化する。
・誰もがわかりやすい情報発信を徹底する。
・情報が隅々まで届く街にしたい。
・わかりやすい情報提供や相談窓口を開設する。
・情報の発信・伝達方法など、お知らせしたい情報を直接届ける方法などの仕組みづくり。
・正確で的確な情報発信、情報共有をする。

具体的な施策

重点目標を達成するために､重点課題から２つの具体的な施策を掲げました。※実施主体は、各施策の主体となる機関や団体が中心となって課題解決をめざします。

①情報が豊かで包括的な支援を推進

子育て情報、サロンや茶話会、趣味やレクリエーション、研修会や勉強会、さらにはサービスや制度情報など、住民が必要とする情報が行き届き、地域が進める包括的な支援を推進します。

実施主体：行政・市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会
　　行政区・自治会
市社会福祉協議会の具体的事例：公式ホームページの充実

② 知りたい情報を的確に対象者へ届く仕組みづくり

介護予防や高齢者サロン、子育てサロン、地域イベント、各種サービスなど、住民の「知りたい」をチラシやポスター、広報や回覧、ＳＮＳなどを使い、的確に対象者へ届く仕組みづくりをめざします。

実施主体：行政・民生委員児童委員協議会・市社会福祉協議会
　　地区社会福祉協議会・行政区・自治会
市社会福祉協議会の具体的事例：ＳＮＳの活用

重点目標㈣　災害につよいまち

災害はいつどこで起こるかわからない状況のなか、自助・共助・公助そして近助の取り組みを推進し、地域力を向上することにより災害時に一人も見逃さない活動へとつながります。また、市社会福祉協議会が運営する災害ボランティアセンターを充実させ、「災害につよいまち」を目標に掲げ推進します。

重点課題　［策定委員の声］

地区社会福祉協議会を中心に、関係機関や団体に地域の現状や課題について、アンケートを実施し、策定委員の意見を重点課題としてまとめたものです。

・防災に関して一人も孤立させない体制づくり。
・いざという時の自助・共助・公助で支え合うまちづくり。

具体的な施策

重点目標を達成するために、重点課題から２つの具体的な施策を掲げました。※実施主体は、各施策の主体となる機関や団体が中心となって課題解決をめざします。

① 災害時一人も見逃さない仕組みづくり

災害がいつ起こるかわからい状況のなか、平時からの見守りや防災・減災活動により、災害時の要支援者を地域で一人も見逃さない仕組みづくりをめざします。

実施主体：行政・市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会
　　行政区・自治会
市社会福祉協議会の具体的事例：市総合防災訓練への協力

② 災害ボランティアセンターの充実

災害ボランティアセンター運営委員会を中心に、災害時の課題やニーズを把握し、コーディネーター機能や資材を充実させるとともに、立ち上げ訓練やプロボノのボランティアの養成など充実させます。

実施主体：行政・市社会福祉協議会
市社会福祉協議会の具体的事例：災害ボランティアセンターの運営

基本目標（２）つながる地域づくり

重点目標㈠　孤立をふせぐまち

子育ての悩み、ひきこもりや８０５０問題、高齢者世帯や外国籍世帯が急増するなか、自らの困りごとを相談することのできない要支援者が多く見られます。そのような方を支え、誰もが認め合い交流し活躍できる地域づくりのため、「孤立をふせぐまち」を目標に掲げ推進します。

重点課題　［策定委員の声］

地区社会福祉協議会を中心に、関係機関や団体に地域の現状や課題について、アンケートを実施し、策定委員の意見を重点課題としてまとめたものです。

・社会的孤立、社会的排除への対応を強化する。
・困った時に困ったと言える環境づくり。
・今回の台風で特に感じたことであるが、要支援者の声掛けなどの見守り活動を充実して行く。
・自らが地域の小さなアンテナとして見守り活動やその取り組みをする。
・国籍や言語、文化の違いを認め合い尊重し合える地域づくり。
・子育てしやすい環境づくりを推進する。
・子どもを主とする行事を増していく。
・子育てを支える地域づくりを強化する。
・ＰＴＡとのつながりを強化する。（子どもが参加することで親も参加するようになる）
・誰もが気軽に参加できる仕組みづくり。
・５０歳から７０歳までのシニアにはまだ早いと考えている層を対象に健康体操活動を拡大する。

具体的な施策

重点目標を達成するために、重点課題から４つの具体的な施策を掲げました。※実施主体は、各施策の主体となる機関や団体が中心となって課題解決をめざします。

① 自ら相談できない要支援者へつながる地域づくり

ひきこもりや８０５０問題、ダブルケア問題、高齢者世帯や外国籍世帯など自ら相談できない要支援者へ支援がつながる地域づくりを、関係機関や地域住民とともに進めます。

実施主体：行政・市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会
　　行政区・自治会・地域包括支援センター
市社会福祉協議会の具体的事例：生活困窮者自立支援事業

② 子ども・子育てを支える地域づくり

少子化、核家族化が進むなか、多様な子どもたちやそれを育てる親が孤立しないよう、フォーマル・インフォーマルを問わず、子どもにも子育てにもやさしい地域づくりを推進します。

実施主体：行政・市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会
ＮＰＯ法人

市社会福祉協議会の具体的事例：子どもの居場所ネットワーク協議会の運営

③ 誰もが気軽に交流、活躍できる地域づくり

障がいがある人もない人も、子どもも高齢者も多世代にわたり気軽に交流することができ、支え手も担い手も誰もが活躍することのできる地域づくりをめざします。また、サロンや介護予防により高齢者の健康寿命をのばす地域づくりもめざします。

実施主体：行政・市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会・社会福祉法人
医療法人・地域包括支援センター・ＮＰＯ法人・シニアクラブ

市社会福祉協議会の具体的事例：ふくしフェスタへの協力

④ 国籍や言語、文化の違いを認め合い尊重し合える地域づくり（新）

外国籍世帯が増加するなか、言語や文化の違いから多くの生活課題や孤立、学校教育での課題が深刻化しています。互いを認め合い暮らしやすい地域づくりを推進します。

実施主体：行政・市社会福祉協議会・教育委員会

市社会福祉協議会の具体的事例：日本語ボランティア

重点目標㈡　つながりを大切にするまち

超高齢化や少子化または、地域の希薄化により複合的な課題のある世帯が増加し、外国籍世帯も含めた要支援者が多様化しています。そのようななかで、「つながりを大切にするまち」を目標に掲げ推進します。

重点課題　［策定委員の声］

地区社会福祉協議会を中心に、関係機関や団体に地域の現状や課題について、アンケートを実施し、策定委員の意見を重点課題としてまとめたものです。

・市民協働の推進を図る。
・分野横断的な協力をしながら協働する。
・高齢者の活躍できる居場所づくり。
・空き家再生、ローカルベンチャー、ローカルメディア発信、産業を誘致する。
・一人暮らし世帯や空き家が増えている。住みやすい街づくりを促進する。
・各種イベントを多くする。
・障がい者や高齢者、児童など誰もが集える交流事業を充実する。
・誰でも気軽に行事などに参加できるように仕組みづくりをする。

具体的な施策

重点目標を達成するために、重点課題から４つの具体的な施策を掲げました。※実施主体は、各施策の主体となる機関や団体が中心となって課題解決をめざします。

① 行政機関や企業、他機関と協働で地域福祉を推進

分野横断的な地域福祉の推進には、社会貢献企業の取り組みや他機関との協働の視点で地域福祉を推進することが求められています。そのようなつながりから新たな取り組みや活動に発展し、足りない部分を行政が補完する仕組みづくりをめざします。

実施主体：行政・市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会
市社会福祉協議会の具体的事例：社会貢献企業との協働事業

② 支援を行う身近な拠点づくりを推進

要支援者への支援は行政の窓口だけでは限界があり、より生活に身近な拠点において地域が支える仕組みを構築することで、安心して暮らせる地域づくりを推進します。

実施主体：行政・市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会
地域包括支援センター・行政区・自治会・NPO 法人
社会福祉法人
市社会福祉協議会の具体的事例：地区会（行政区）活動の支援

③ 行政区や自治会に加入しつながる地域づくり

行政区や自治会に加入することにより、地域のつながりが生まれお互いさまの助けあい、支えあう地域づくりにつながります。向こう三軒両隣が互いを支えあい、つながりを大切にする地域づくりをめざします。

実施主体：行政・市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会
　　行政区・自治会

市社会福祉協議会の具体的事例：災害見舞い

④ ＰＴＡや青少年相談員、消防団など若い世代との連携（新）

地区社会福祉協議会をはじめ、多くの団体を支えるメンバーが高齢化し、会を存続し持続可能な取り組みにしていくには、若い世代との連携が必要です。地域で活躍するＰＴＡや青少年相談員、消防団など若い世代との連携を強化し地域福祉の推進を図ります。

実施主体：行政・地区社会福祉協議会・市社会福祉協議会
　　行政区・自治会

市社会福祉協議会の具体的事例：地区社会福祉協議会防災訓練

『ピーちゃんナッちゃん関連グッズの販売』

重点目標㈢　安心安全なまち

地域防災・防犯を推進するため、あいさつやこえかけを徹底し顔の見える地域づくりを進め、振り込め詐欺などにあわない、高齢者等が安心安全な地域づくりを推進します。

重点課題　［策定委員の声］

地区社会福祉協議会を中心に、関係機関や団体に地域の現状や課題について、アンケートを実施し、策定委員の意見を重点課題としてまとめたものです。

・地域防災計画を推進する。
・災害時の対策を強化する。
・防犯・防災の取組を強化する。
・自主防災組織の構築を通し、地域の連携を高める。
・防災士試験への援助を行い、自主防災士を育成する。
・災害はいつでも起きる（地震、台風他）可能性があり、災害に強い街にするためにどうする。

具体的な施策

重点目標を達成するために、重点課題から３つの具体的な施策を掲げました。※実施主体は、各施策の主体となる機関や団体が中心となって課題解決をめざします。

①地域防災・防犯を推進し安心安全な地域づくり

多発する地震や台風などの自然災害、高齢者ドライバーの増加や悪質ドライバーによる事故などの人災を自助･共助･公助そして近助のつながりを一層強化し、互いに見守りあいながら安心安全な地域づくりをめざします。

実施主体：行政・市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会
赤十字奉仕団・行政区・自治会・ボランティア

市社会福祉協議会の具体的事例：日本赤十字社千葉県支部八街市地区業務

② 振り込め詐欺などの犯罪から高齢者を守る地域づくり

認知症高齢者の増加が見込まれるなか、振り込め詐欺などの犯罪の巧妙化など、高齢者を取り巻く状況が変化し、高齢者を守る仕組みが求められています。高齢者見守りネットワークの更なる強化を含め、官民一体となり犯罪の抑止につながる地域づくりを強化します。

実施主体：行政・民生委員児童委員協議会・市社会福祉協議会
地域包括支援センター・地区社会福祉協議会
介護事業所・シニアクラブ・行政区・自治会
ケアマネジャー協議会・商工会議所

市社会福祉協議会の具体的事例：高齢者見守りネットワーク事業への協力

③ あいさつと声かけを行う顔の見える地域づくり

地域の希薄化が進むなか、生活課題のある方や孤立しがちな住民とあいさつや声かけの日常活動をより一層推進することで、地域や行政機関とつながる地域づくりをめざします。

実施主体：行政・市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会
民生委員児童委員協議会・行政区・自治会

市社会福祉協議会の具体的事例：民生委員児童委員協議会の運営

『防災講習会の様子』

『八街北地区社協三区合同防災訓練のドローンによる撮影』

基本目標（３）輪をひろげる人づくり

重点目標㈠　人を育てるまち

地域福祉を中心となって推進する地区社会福祉協議会のリーダーの育成やコーディネーターの育成を強化し、子どもが社会に出ていくために必要な「生きる力」を養うことの一環として福祉教育を展開し、「人を育てるまち」を目標に掲げ推進します。

重点課題　［策定委員の声］

地区社会福祉協議会を中心に、関係機関や団体に地域の現状や課題について、アンケートを実施し、策定委員の意見を重点課題としてまとめたものです。

・リーダーの育成をする。
・学校と地域との連携による福祉教育を推進しながら、地域の一員として活躍する担い手を育成する。
・ボランティア活動に抵抗なく参加できるための仕組みをつくる。
・ボランティア活動に参加できるようにするための人材育成及び人材を確保する。

具体的な施策

重点目標を達成するために、重点課題から３つの具体的な施策を掲げました。※実施主体は、各施策の主体となる機関や団体が中心となって課題解決をめざします。

①幼小中校・専門学校・大学等の福祉教育の推進

少子化により社会教育、学校教育、家庭教育がさらに強化されるなか、地域教育や福祉教育により、地域が子ども達を育てる取り組みが求められます。学校との連携により子ども達の福祉活動の機会を拓き、ボランティア活動などの活躍の場も推進します。

実施主体：行政・市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会
　　教育委員会
市社会福祉協議会の具体的事例：中学校での車いす体験学習

② ボランティアやコーディネーターの育成

地域活動を豊かにするため、地域と人をつなぎ、動かすためのコーディネーターの役割と資質は大いに求められており、その育成を進めることは地域力の向上につながります。さらには、自発的な社会貢献活動を担うたくさんのボランティアを育成することで、地域福祉の活動を推進します。

実施主体：行政・市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会
市社会福祉協議会の具体的事例：ボランティアセンターの運営

③ 地区社協事業の推進を図るためリーダーの育成

地域福祉を推進する核となる地区社会福祉協議会では、リーダーとなる後継者が不足しています。そのため、リーダーを育成し誰もが住みやすい暮らしやすい地域福祉の推進を強化します。

実施主体：市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会

市社会福祉協議会の具体的事例：ＣＳＷ基礎研修など各種研修への案内

『福祉教育パッケージ指定を受けた八街中学校区で作成したしおり』

重点目標㈡　地域を育むまち

関係機関や団体の課題として新たな人材の発見・発掘があげられます。地域の輪をひろげるために、ボランティア活動の情報提供を強化し、地域教育の向上を図るため子どもへの学習支援の担い手の育成をおこない、「地域を育むまち」を目標に掲げ推進します。

重点課題　［策定委員の声］

地区社会福祉協議会を中心に、関係機関や団体に地域の現状や課題について、アンケートを実施しそこからみえてきた策定委員の意見を重点課題としてまとめたものです。

・ボランティアセンターの機能を強化する。
・次世代の福祉を担う人材の育成をする。
・新たな人財の活躍の場を提供する。
・”つなぎ手”やその窓口を担う人材育成をする。
・子ども、若い世代を巻き込んだ新たな活動を推進し、担い手の裾野を広げる。
・中学、高校での地域の時間をもらい、消防団の必要性、地域貢献の必要性を訴える。
・ＰＴＡと連携し学習支援、運動支援を行いＰＴＡの若い力を地域貢献にも参加できる下地をつくる。

具体的な施策

重点目標を達成するために、重点課題から３つの具体的な施策を掲げました。※実施主体は、各施策の主体となる機関や団体が中心となって課題解決をめざします。

① 活気のある地域をめざし新たな人材の取り込み

これまで福祉は福祉関係者だけで進められがちでしたが、人口減少や地域課題の複合化により、分野を超えた人材の取り込みが求められています。そのようななかで、まちづくりなどこれまで福祉に関わることのなかった人材を取り込み活気のある地域をめざします。

実施主体：行政・市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会
市社会福祉協議会の具体的事例：傾聴ボランティア養成講座

② ボランティア活動の情報提供の強化

生活を支援するボランティアやイベントボランティアなど、福祉のボランティアニーズが高まるなか、「ボランティアをしたい」「ボランティアをしてほしい」のニーズを充足するため、ボランティア活動の情報提供を強化します。

実施主体：行政・市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会
市社会福祉協議会の具体的事例：広報ふくしの発行

③ 学習支援を行う担い手の育成と地域教育の向上

多様な子ども達や子育てを支えるため、地域教育の向上が求められています。学習支援を行う担い手の育成や子ども達の多様な居場所を設置し、地域教育の向上をめざします。

実施主体：行政・市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会
　　教育委員会

市社会福祉協議会の具体的事例：教育委員会との連携事業

『広報ふくしの発行』

第五章　計画の推進

１．計画の普及と啓発

第２次八街市地域福祉活動計画（第２次八街ひまわりふれあいプラン）は、基本理念踏まえ、「お互いさまのまちづくり」をめざすための行動計画として地域住民にしっかりと計画が普及される必要があります。

そのためには、丁寧な進行管理や関係機関と協働により、地域に計画が定着するよう、ホームページやフェイスブック、ツイッター・市、本会の広報紙など多様な情報伝達の手段も活用し、普及と啓発に取り組みます。

２．計画の推進と評価

計画の推進と評価については、第２次八街市地域福祉活動計画推進委員会を発足し、令和２年度から令和６年度の推進期間について、計画をより効果的に推進するために、進行管理及び進捗状況または評価の体制をしっかりと取り組みます。

また、評価については、定期的に推進委員会を開催し評価を行い、その結果を分析し計画の内容を修正していきます。

なお、計画の推進については、ＰＤＣＡサイクルをもとに市民と協働で取り組みます。

【協働による進行管理とＰＤＣＡサイクル】

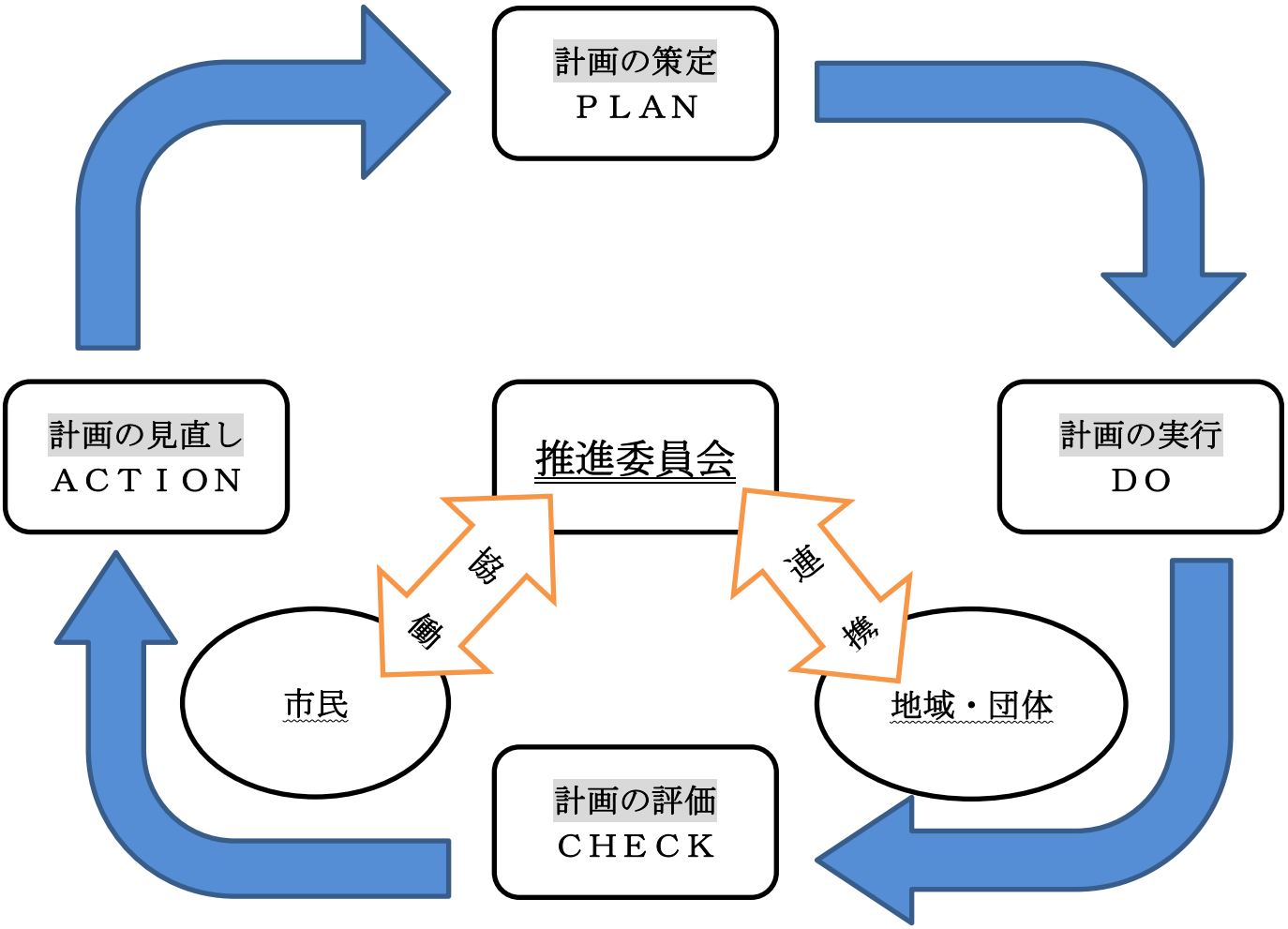

参考資料

八街市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

（目的及び設置）

第１条　社会福祉法人八街市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、八街市地域福祉活動計画（以下「計画」という。）の策定に関し必要な事項を協議するため、八街市地域福祉活動計画策定委員会（以下策定委員会という。）を設置する。

（会務）

第２条　策定委員会の会務は、次のとおりとする。

⑴　計画策定に必要な実態やニーズ把握、課題の整理、分析等に関すること

⑵　計画策定に係る関係機関との連絡調整に関すること

⑶　計画骨子案・素案のまとめに関すること

⑷　その他、計画の策定に必要な事項に関すること

（構成）

第３条　策定委員会は、別表に掲げる選出区分に基づく委員２５名をもって構成し、本会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、計画の策定が終了したときに終わる。

２　補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（運営）

第５条　策定委員会に委員の互選により、委員長１名及び副委員長１名を置く。

２　委員長は、委員会の会務を統括し、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

３　会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

（意見等の聴取）

第６条　策定委員会が必要と認めた場合は、会議等に関係者の出席を求め、その意見及び説明を聴くことができる。

（作業部会）

第７条　策定委員会に必要に応じて作業部会を置くことができる。

２　作業部会は、策定委員会の委員及び関係者をもって構成する。

３　作業部会に部会長１名、副部会長１名を置く。

４　部会長は、部会の会務を統括し、部会長に事故あるときは、副部会長がその職務を代理する。

５　会議は、部会長が招集し、会議の議長となる。

６　作業部会員の任期は、計画の策定が終了したときに終わる。

７　補欠作業部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

（作業部会の任務）

第８条　作業部会は、策定委員会からの意見、提言、助言等を基に次の作業を行う。

⑴　地域における福祉課題の把握その他必要な調査

⑵　計画骨子案及び素案の作成

⑶　その他、委員会からの付託事項

（庶務）

第９条　策定委員会及び作業部会の庶務は本会事務局において処理する。

（補則）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

八街市社会福祉協議会強化策定委員会設置要綱（昭和５９年５月１６日制定）は廃止する。

この要綱は、平成７年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成７年８月２２日から施行する。

附則

この要綱は、平成２５年９月１日から施行する。

別表

番号	選出区分	人員
１	学識経験者	１
２	教育委員会	１
３	行政機関	１
４	区長会	１
５	ケアマネジャー協議会	１
６	県社会福祉協議会	１
７	公募市民	４
８	市社会福祉協議会	１
９	シニアクラブ連合会	１
１０	社会福祉施設連絡会	１
１１	障がい者団体連絡協議会	１
１２	商工会議所	１
１３	地域自立支援協議会	１
１４	地区社会福祉協議会	３
１５	特定非営利活動法人	１
１６	保健医療機関	１
１７	ボランティア連絡協議会	１
１８	民生委員・児童委員協議会	３

【５０音順】

八街市地域福祉活動計画策定委員名簿

（敬称略）

番　号	団　　体　　名	役　　職	氏　　名	選　　出　　区　　分	作業部会
1	順天堂大学 スポーツ健康科学部健康学科	委員長	松　山　　毅	学識経験者	
2	八街市教育委員会 学校教育課		西　貝　喜　彦	教育委員会	
3	八街市役所市民部 社会福祉課		日野原　広　志	行政機関	○
4	八街市区長会		清　水　　篤	区長会	
5	八街市ケアマネジャー協議会	副委員長	村　井　香　織	ケアマネジャー協議会	
6	社会福祉法人 千葉県社会福祉協議会		窪　田　麻　貴	県社会福祉協議会	○
7	公募市民		松　本　　植	公募市民	
8	公募市民		長谷川　正　幸	公募市民	○
9	公募市民		長谷川　一　夫	公募市民	
10	公募市民		林　　一　美	公募市民	
11	社会福祉法人 八街市社会福祉協議会理事会		越　川　陽　子	市社会福祉協議会	
12	八街市シニアクラブ連合会		伊　藤　時　男	シニアクラブ連合会	
13	八街市社会福祉施設連絡会		石　本　勝　江	社会福祉施設連絡会	○
14	八街市障がい者団体連絡協議会		橋　場　祥　子	障がい者団体連絡協議会	○
15	八街商工会議所		櫻　井　勝　治	商工会議所	
16	八街市地域自立支援協議会		持　田　光　夫	地域自立支援協議会	
17	八街東地区社会福祉協議会		立　川　　昇	地区社会福祉協議会	○
18	二州地区社会福祉協議会	部会長	佐久間　　清	地区社会福祉協議会	○
19	六区地区社会福祉協議会		鯨　井　源　一	地区社会福祉協議会	○
20	特定非営利活動法人 セブンエイチ		沖　山　榮　子	特定非営利活動法人	○
21	八街地区医師会		須　賀　喜　一	保健医療機関	
22	八街市ボランティア連絡協議会		井　野　愼　一	ボランティア連絡協議会	
23	八街東地区 民生委員・児童委員協議会		明　光　信　行	民生委員・児童委員協議会	○
24	八街中央地区 民生委員・児童委員協議会		横　田　清　吉	民生委員・児童委員協議会	○
25	八街南地区 民生委員・児童委員協議会		中　村　　猛	民生委員・児童委員協議会	○

①策定委員会の開催

２５名の策定委員が第２次八街ひまわりふれあいプランを策定するため、５回に渡り会議を開催した。

第１回　令和元年５月２８日（火）　於　センター３階大会議室
内　容　・委嘱書交付
・役員の選出について
・推進状況及び今年度の策定について

第２回　令和元年７月９日（火）　於　市役所３階第１会議室
内　容　・第２次八街ひまわりふれあいプラン策定方針について
・第１次八街ひまわりふれあいプランの総括について
・作業部会の発足について

第３回　令和元年１２月１９日（木）　於　センター３階大会議室
・アンケート結果について
・事前ワーク５つの重点項目について
・策定スケジュールについて

第４回　令和２年１月２７日（月）　於　市役所３階第１会議室
・第２次体系図について
・パブリックコメントについて
・素案のもくじについて

第５回　令和２年３月９日（月）　於　センター３階大会議室
・パブリックコメントの結果及び種別分け、回答について
・素案の見直しについて
・理事会への答申について
・計画の推進について

②作業部会の開催

１２名の作業部会員が計画策定に必要な作業を５回に渡り会議を開催した。

第１回　令和元年８月５日（月）　於　センター３階大会議室
内　容　・役員の選任について
・作業部会の任務について
・作業部会スケジュールについて
・タウンミーティングの実施について

第２回　令和元年８月２７日（火）　於　センター３階大会議室
内　容　・アンケートの実施について
・タウンミーティングの実施について

第３回　令和元年１２月５日（水）　於　センター４階団体研修室
・ニーズヒアリング結果について
・骨子案及びパブリックコメントについて

第４回　令和２年１月１４日（火）　於　ボランティアセンター
内　容　・５つの重点項目とりまとめ及び体系図について
・骨子案及びパブリックコメントについて

八街市地域福祉活動計画用語解説

【あ行】

■アウトリーチ

「外へ（out）手を伸ばす（reach)」という意味のアウトリーチは、社会福祉の分野で、支援機関が通常の枠を超えて手を差し伸べ、支援を届ける取組の意味で用いられてきた。困難を抱えながらも支援の必要を自覚していない、相談意欲がない、支援拠点に足を運ばない人の場合、従来の施設型支援から取りこぼされることが多い。アウトリーチはこうした潜在的なニーズとつながる手法です。

■ＳＮＳ

インターネット上でコミュニケーションや周知・啓発などを行うものの一つです。ソーシャルネットワークサービス）と言います。

■ＮＰＯ法人（特定非営利活動法人）

ボランティア団体など特定非営利活動を行う団体は、一定の要件を満たせば、特定非営利活動促進法による法人格を取得することができ、団体として財産保有や福祉サービスへの参入などが可能となる。

【か行】

■健康寿命

健康上の問題がなく日常生活を普通に送れる状態を指す。健康寿命と平均寿命の差は、男性で 9.02 年、女性で 12.40 年あるが、この期間は介護など人の手助けが必要となる可能性が高いということです。

■コミュニティソーシャルワーク

地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援と、それらの人々が暮らす生活環境の整備や住民の組織化等の地域支援をチームアプローチによって統合的に展開する実践です。

【さ行】

■災害ボランティアセンター

主に災害発生時のボランティア活動を効率よく推進するための組織です。

■社会福祉協議会

皆様がお住まいのもっとも身近な地域で活動しているのが市区町村社会福祉協議会（市区町村社協）です。さまざまな福祉サービスをおこなっているほか、多様な福祉ニーズに応えるため、それぞれの社協が地域の特性を踏まえ創意工夫をこらした独自の事業に取り組んでいます。

地域のボランティアと協力し、高齢者や障害者、子育て中の親子が気軽に集える「サロン活動」を進めているほか、社協のボランティアセンターではボランティア活動に関する相談や活動先の紹介、また、小中高校における福祉教育の支援等、地域の福祉活動の拠点としての役割を果たしています。

社会福祉協議会は、地域のさまざまな社会資源とのネットワークを有しており、多くの人びととの協働を通じて地域の最前線で活動しています。

■ＪＶ方式

ジョイントベンチャーの略。日本語では**共同企業体**（きょうどうきぎょうたい）。複数の異なる企業等が共同で事業を行う組織のことを指します。

■障がいと障害

制度や団体名は『害』をそれ以外はひらがなの『がい』で表記します。

■生活困窮者

収入がなく生活に困っているまたは、多くの場合、生活保護法などにより扶助の対象となる人を指す。平成２７年度からは生活困窮者自立支援事業が全国で実施となり、八街市でも自立相談支援事業を行い、生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応ずる窓口となります。

■セーフティネット

網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのことです。

【た行】

■タウンミーティング

本計画の骨子案を踏まえ、地域住民の生の声をいただくためにシンポジウム等を実施しました。

■ダブルケア

子育てと介護を同時に担うことです。

■地域福祉

それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。

■地域包括支援センター

地域の高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助を行うこと目的として設けられた施設です。

■地区社会福祉協議会（地区社協）

地区社会福祉協議会（以下、「地区社協」といいます。）は、地域における生活上の身近な課題等について協議し、地域住民や地域内の各種団体、組織と協力しながら住民主体の福祉活動を推進する自主的な組織です。八街市では、小学校区ごとに９つの地区社協が地域の特性を活かしながら活動しています。

【は行】

■８０５０問題

厚生労働省はひきこもりを「仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、６カ月以上続けて自宅にひきこもっている状態」としており、比較的若年層における問題であるとの感もありますが、ひきこもりの状態が長期化し相応の年齢になり、さらに高齢となった親の収入が途絶えたり、病気や要介護状態になったりして経済的に一家が孤立・困窮する例が増加しています。このようなケースが「80 代の老親と 50 代のひきこもりの子」を意味する「8050 問題」としている。

■パブリックコメント

本計画の素案を公表し、地域住民から意見いただくものです。

■包括的な支援システム（地域包括ケアシステム）

団塊の世代が７５歳以上となる２０２５年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムが構築されます。

■ボランティアコーディネート

ボランティア活動をしたい人とボランティアを求めている人を結びつける役割のことです。

【ろ行】

■ローカルベンチャー

「ローカルベンチャー」とは、「ソーシャルベンチャー（社会起業家）」が発想のもとになっています。「ソーシャルベンチャー」とは社会貢献のために起業したベンチャー企業を指す言葉です。しかし、ソーシャルベンチャーに取り組むプレイヤーは都心部に集中しており、地域（田舎）にはいないという現実がありました。そのため、「地域で活躍するソーシャルベンチャーを増やし、互いに関係を持ちながら地域の経済を成り立たせていく」ことをコンセプトとした言葉を「ローカルベンチャー」といいます。

【わ行】

■ワークショップ

学びや創造、問題解決やトレーニングの手法である。参加者が自発的に作業や発言をおこなえる環境が整った場において、ファシリテーターと呼ばれる司会進行役を中心に、参加者全員が体験するものとして運営される形態がポピュラ

第２次八街ひまわりふれあいプラン

発行日：令和２年３月
発行元：社会福祉法人八街市社会福祉協議会
所在地：〒289-1192　八街市八街ほ３５－２９
　　八街市総合保健福祉センター内　３階
電　話：０４３（４４３）０７４８
ＦＡＸ：０４３（４４３）１７６１
メール：fukushi@yachimata-shakyo.or.jp
Ｈ　Ｐ：https://www.yachimata-shakyo.or.jp/